

平成21年第6回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成21年9月8日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時37分

◎出席議員（19名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
12番	大野曄君	13番	平山進君
14番	水上正治君	15番	小森幸雄君
16番	平塚英教君	17番	中山五男君
18番	樋山隆四郎君	19番	滝田志孝君
20番	高田悦男君		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	石川英雄君
教育長	池澤進君
会計管理者兼会計課長	斎藤雅男君
福祉事務所長兼健康福祉課長	斎藤照雄君
総合政策課長	国井豊君
総務課長	木村喜一君
総務課課長（危機管理担当）	平山孝夫君
税務課長	羽石浩之君
市民課長	高橋博君
こども課長	堀江久雄君
農政課長	荻野目茂君
商工観光課長	鈴木重男君

環境課長	小川祥一君
都市建設課長	岡清隆君
上下水道課長	栗野育夫君
学校教育課長	駒場不二夫君
生涯学習課長	鈴木傑君
代表監査委員	岡敏夫君

◎事務局職員出席者

事務局長	澤村俊夫
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第11号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 7 選挙第 1 号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について（議長提出）
- 日程 第 8 議案第 8 号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 9 号 那須烏山市遺児手当支給条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第10号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 1 号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 2 号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 3 号 平成21年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 4 号 平成21年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 5 号 平成21年那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 6 号 平成21年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程 第17 議案第 7 号 平成21年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）

日程 第18 議案第13号 那須烏山市決算の認定について（市長提出）

日程 第19 議案第14号 那須烏山市水道事業決算の認定について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（水上正治君） おはようございます。ただいま出席している議員は19名全員でございます。よって、ただいまから、平成21年第6回那須烏山市議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長並びに代表監査委員の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る9月1日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

なお、傍聴者の皆様におかれましては、お忙しい中、ご足労いただき大変ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

◎市長あいさつ

○議長（水上正治君） ここで、市長のあいさつとあわせ行政報告を求めます。
市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

平成21年第6回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。平素より議員各位を初め市民の皆様方には市行政の推進にあたり、格別なるご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

いよいよ秋の稲刈りも本格化してまいりましたが、ことしの作柄は懸念をされておりました長雨、日照不足による影響もそれほどなく、県内では平年並みという作柄でございます。一安心をしているところでございます。緑多き収穫の秋を迎えることができましたことをお喜び申し上げますとともに、市民の皆様の安全なる農作業を祈願する次第であります。

また、昨今、地球温暖化による不順な天候が気にかかるところではございますが、本年は異常気象、局地的な集中豪雨による大規模な土砂崩れや河川の氾濫など、全国各地で多くの災害が発生をいたしております。幸いにも本市におきましては、このような被害はなく一安心をしているところでありますが、台風シーズンを前に改めて防災対策の重要性を再認識をしているところであります。

さて、去る8月30日に4年ぶりに執行されました第45回衆議院議員総選挙は、政権選択

選挙としての位置づけでございましたが、その結果はご承知のとおりであります。今後、新たに任命されます総理大臣には地方重視、国民目線による国民主体の国政運営を行っていただくことを切に望むものであります。新政権に大いに期待をしているところでございます。

今回の選挙におきましては、経済対策や社会保障の再構築、消費税税率の引き上げの是非、地方分権問題等が主な争点となりました。特に、地方分権につきましては、ことしの春には税源移譲等が中心となる第三次勧告が出される予定でございました。しかしながら、政治情勢、経済状況の影響もあり懸念をいたしておりましたが、今月中には提出をする見通しのようであります。

当市としての基本的なスタンスといたしましては、新地方分権一括法の施行が平成20年4月という前提のもと、万全を期した対応に努めているところであります。この分権問題は自治立法権の観点などから、議会のあり方にも大きく関わってくることとなりますので、議員各位にありましても、さらなるご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本市の夏の大きな行事でございました山あげ祭、いかんべ祭の両お祭りも実行委員の皆さんを初め多くのボランティアの皆さんに支えられまして、一部天候の不順のところもございましたが、無事盛会裏のうちに終えましたことはまことにありがたく、ご同慶に絶えないところであります。関係各位の皆様へ感謝と慰労の言葉を申し上げる次第でございます。

さて、今期の定例会は報告案件2件、補正予算案件7件、条例の一部改正3件、人事案件2件、決算認定案件2件、計16議案を上程させていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（水上正治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（水上正治君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

9番 野木 勝君

10番 大橋洋一君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（水上正治君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から9月18日までの

11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

◎日程第3 報告第1号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（水上正治君） 日程第3 報告第1号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況の説明書の提出についてを議題といたします。なお、議案書等の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市農業公社は、財団法人として地域や地元自治体の要請を踏まえ、農業の振興と農業の経済的、社会的地位向上に寄与することを目的として、農地保有合理化事業を初め農作業受委託事業、航空散布事業などを主な事業として取り組んでおります。特に、中山間地域を初め急速な農業地域基盤の脆弱化、農業労働力の高齢化や過疎化の進行という状況において、農業公社はそれらを解消する主たる労働力であり、農業以外でも地域活性化を担う組織として農家の受け皿として大きな役割を果たしております。

しかしながら、現在の財政状況は極めて厳しく危機的状況にございますが、平成21年度から抜本的な経営再建を実施をし、健全かつ経営安定を目指すべくスタートをしたところでございます。ここに地方自治法の規定に基づき、平成20年度の決算状況が提出されましたので、その報告をするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 報告第1号 那須烏山市農業公社の経営状況について補足説明を申し上げます。議案書につきましては、精査しましたところ、誤謬がございまして、議案書を全面差しかえをいたしました。おわび申し上げます。差しかえ後のものをごらんいただき

たいと存じます。なお、訂正箇所は議案書の1ページと8ページの網かけ部分でございます。

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。農地保有合理化事業でございます。事業の概要についてご説明申し上げます。これは農地の貸借、売買関係でございます。貸借の実績は29.3ヘクタールでございます。前年度実績が13.7ヘクタールだったのでございますが倍増となっております。その下の欄の所有権移転のほうでございますが、実績として1件の0.12ヘクタール、前年度は0.4ヘクタールございましたが、少なく推移いたしました。

2の農作業受委託推進事業関係でございます。1ページから2ページをお開きいただきたいと思います。稲作につきましては代かきから稲刈りまでの累計で37ヘクタールと、前年度比微増で推移しております。ただ、内容的には直営部分をふやしまして10.9ヘクタールから14.9ヘクタールということで、経営改善に努力をした様子がうかがえると思っております。

続いて2ページから3ページ記載の防除事業関係でございます。水稻の無人ヘリでの病害虫防除は実績で延べ2回、合計1,457.3ヘクタールを実施いたしました。これは前年度より40ヘクタールほど減になっております。この主な原因は転作率の影響というようなことで分析してございます。なお、この1,457.3ヘクタールは水稻作付面積の約47%が農業公社JAの実施する防除に参加しているということでご理解を賜りたいと存じます。なお、左側2ページでございますが、麦、大豆の防除は115.1ヘクタールで前年度より10.7ヘクタールほど伸びております。

続きまして4ページをお願いいたします。これは受委託事業関係でございます。市民ふれあい農園につきましては、40区画の貸与で対応いたしました。②のふれあい交流体験事業でございます。これは、パン工房といちご園の指定管理の関係でございますが、指定管理の最終年度として管理に努めた次第でございます。

なお、この経緯等につきましては8ページに正味財産増減表に記載されておりますが、後でご説明申し上げますが、市民ふれあい農園につきましては18万7,800円の収入で前年より40万2,000円の減となっております。また、観光いちご園の売り上げは618万3,000円で、前年度比264万円の減ということでご理解を賜りたいと存じます。なお、パン工房につきましては、売り上げは538万4,000円と前年度比より34万2,000円ほど伸びてはおりますが、頑張ったのでございますが、そのほか野菜直売所、観光販売等は総じて横ばいの状況ということでご理解を賜りたいと存じます。

5ページは主たる会議関係、役員関係でございます。理事会につきましては、6回ほど開催してございまして、評議委員会は5回開催しております。経営改善に努めた成果ということでご理解を賜りたいと存じます。なお、平成19年度につきましては、それぞれ2回の開催で

ございました。評議員関係は評議員が17名となっておりますが、前年度は18名で、この1名減は市の組織再編に伴いまして経済環境部長がなくなったもので、その減分ということでご理解を賜りたいと存じます。

6ページをお開きいただきたいと存じます。これは平成20年度の収支の計算書の総括でございます。まず、一般会計から申し上げます。一般会計は中段の欄のほうでございますが、収入総額は6,040万7,062円、これは7ページのJの欄のところでございます。支出総額はその下の6,013万3,804円、これはKの欄の数字でございます。そこから差し引きをしますと27万3,258円の黒字ということでございます。

一方、特別会計でございます。収入総額は、やはり7ページのJの欄の右側の特別会計の欄でございますが、2,330万158円、支出総額は2,489万222円、差し引き159万64円の赤字ということになりました。なお、一般会計と特別会計を合わせました事業活動の収支につきましては、事業活動の合計が6,870万7,220円、支出総額が6,913万3,565円、差し引きまして42万6,438円の赤字となっております。平成19年度は722万6,000円の赤字でございました。

これに7ページに記載の投資活動支出関係35万370円、なお財務活動での借入金等を差し引きしますと、131万6,806円赤字のLの欄でございますが、これが実質赤字額となります。さらにこれに前年度からの収支差額184万3,680円を相殺いたしまして、次期繰越利益は52万6,874円ということでご理解を賜りたいと存じます。

8ページでございます。これは正味財産の増減計算書となります。網かけの部分が訂正箇所でございます。前年度の決算の数字が入っておりません。大変申しわけございませんでした。平成20年度の正味財産はIの欄でございますが、2,289万5,631円ということになります。この数字は前年度の2,873万3,512円と比較しますと583万7,881円の減となってきてございます。

10ページ、貸借対照総括表でございます。これは負債資産の前年度との比較でございます。お目通しをいただければと存じます。

12ページでございます。これは財産目録でございます。この内容は11ページのJの欄の正味財産の内訳となっております。

13ページ、最後のページでございますが、これは公社の所有している農機具等の明細でございます。今回からこれをお示しするものでございまして、公社の情報開示に向けた努力行為とご理解を賜りたいと存じます。

ごらんのとおり、農作業受委託に際しまして、使用機械のコンバイン、田植機、トラクター、いずれも平成7年にJA那須南から無償で譲り受けたものでございまして、自来14年経過し

ている状況でございます。全機械とも修理しながら稼働しているということで、農作業受委託の獲得にそごを来している状況ということをご理解いただければと存じております。

以上が平成20年度の農業公社の経営状況の概要でございます。なお、農業公社の目的は、その寄付行為の中で農業生産組織の育成とその農業構造の改善に資するための事業を行って、農作業の生産を高め、本市農業の振興に寄与するという目的でございますので、引き続き企業努力をして経営にあたっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許しますが、先ほども全員協議会で話題になったように、質疑、答弁とも簡潔明快に願います。特に、質疑であるがゆえに長時間の持論については慎みをお願いします。

それでは、早速許します。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 3番久保居でございます。私は2点について伺いたいと思えます。

まず、1点は、先日私たちに配られましたこの事業報告書及び財務諸表、きのう差しかえということで私たちの手元に届きました。これの中身を見てみると、修正箇所が合計で11カ所訂正があるわけです。この財務諸表、これは既に農業公社の総会なり理事会で承認されたものが我々のところに来ているのではないのかなというふうに私は思っているんですが、なぜこんな数字を、これは農業公社のほうの間違いで書いてこられたのか。その辺のところについてちょっと総会で通っているものが修正だということで、数字が入っていないところに数字が入ってきたりという部分については、農業公社自体の事務処理能力がちょっと怠慢なのではないのかなというふうに考えておりますが、この点についてなぜこんなミスが起きたのか、その理由についてひとつお聞かせをいただきたいと思えます。

それからもう1点は、先だって私も全員協議会のほうで質問した経緯があるかと思うんですが、目的外に流用した一千何百万円のお金、それは基本財政基金の中から流用させていただくというような報告が全員協議会の中で以前ございました。その金額がこの決算を見ると1,500万円ぐらい基金を取り崩したことになっているんですが、この件の説明についてもお伺いしたいと思えます。

以上2点について伺いたいと思えます。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） この事業報告書及び財務諸表について差しかえがありまして

大変申しわけございません。この作成は農業公社のプロパー職員が作成するものでございまして、その後、私どものほうに回ってきて議員各位にお渡ししたという経緯がございます。なお、理事会、総会との調整でございますが、総会時にはさらに細かいこういう決算書が出てくるわけでございますが、これは議会用で特別それを要約したものということで、書類の作成にそごがあったということでご理解を賜りたいと存じます。

基本財産の取り崩し等につきましては、10ページの貸借対照総括表にございますが、その欄の記載のとおり1,500万円の減ということでございまして、これにつきましては県の監督官庁のほうと監査を受けまして、そのようなことで経営改善努力で実施しているということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今、課長から説明をいただきましたけれども、いずれにしてもこの以前の基本財産を取り崩して使った。順序はどうだったかわかりませんが、そういう部分についても、それから今回のこういう簡単な事務処理として、本当にイージーミスだと私は思うんですが、こういうことのないように少し緊張感を持って、さらに農業振興のために頑張っていたきたいというふうに思います。

これは担当課の指導もそうでございますけれども、現場の農業公社の職員にあたっても十分緊張感を持って、そして二度と過ちとは言いませんけれども、間違いのないようにひとつ気を引き締めて頑張っていたきたいというふうに思っております。その件について、市長、よろしくをお願いします。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 市長は理事長を退任してございますので、私も理事の1人でございますのでお答え申し上げたいと思います。今、久保居議員がおっしゃったようにプロパー職員、まだ事務的に十分精通していないのではないかとということで、先ほど農政課長からご説明したように、私のほうで実は間違いを発見して、また、農業公社にバックアップして作り直させたといういきさつでございます。

したがって、これからも十分そういったものは農政課を中心として指導してまいりたい。当然私も理事の1人でございますので、そういうことも含めて今後ともそういった事務的な能力についても十分指導と監督をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありませんか。

2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） ただいまの報告書の5ページに理事並びに幹事の人数が記載されております。昨年、市長のほうで市長職との兼務はどうこうということで退任されるというお話は伺いました。したがって、別な方が理事長に就かれていますと思われる。しかし、理事長がどなたになったかという公式的な説明は、新年度に入って半年がたつわけではありますが報告されていないので、改めて平成21年度の理事長の名前をお聞きしたいということと、理事11名、監事2名について那須烏山市のほうから、今、副市長も理事ということで筆頭理事だと思いますが、どなたとどなたが理事、監事に出向されているのかお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 大変おくれて申しわけございませんでした。理事長につきましては、3月31日をもって市長が退任いたしまして、新たに4月1日から前参事兼都市建設課長でございましたけれども、池尻昭一氏を理事長に依頼いたしておりまして、ご快諾をいただきまして就任をいただいております。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 平成21年度の理事についてご報告申し上げます。理事は11人ございまして、お名前を申し上げます。（「市の関係者だけで結構です」の声あり）市の関係者では議会議長、副市長、農政課長、監事で会計管理者、以上の4名が理事に連ねております。失礼しました、農業委員会会長が理事職に入っております。

○議長（水上正治君） ほかにございせんか。17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 4点についてお伺いいたします。まず、この農業公社につきましては、去年少々不適切な財政管理があったということで、県のほうに公社の改善計画書を出しましたね、課長。その内容につきましては私のほうにもいただきました。その計画書を見ますと、まず1点目は、人件費の圧縮として役員報酬、管理職手当の賃金カット、職員、嘱託、パート給与の一部カットとありますが、具体的にこれは実施されているのかどうか1点。

それと同じ改善計画の中で、菜種油の搾油販売を行うとありましたが、実際に販売されたのかどうか。どのような実績があったか。これが2点目です。

3点目、いちご園とパン工房に対して具体的に税金が幾ら投入されたのか。この額についてお伺いしたいと思います。結局補助金という形でこの両事業に対して投入されているんですが、この額についてお伺いしたいと思います。

4点目は借入金の返済1,554万円、この財源に基本財産1,500万円を取り崩したわけです。この基本財産なんです、これは農協から800万円、旧南那須から2,200万円、合わせて3,000万円を基本財産として積み立てていた金ではないかと思いま

すが、これからこの1,500万円を取り崩したということなのでしょうか。

以上4点についてお伺いします。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 人件費の圧縮関係についてでございますが、平成21年度からは指定管理が外れましたもので、パート、その他いろいろな関係者の方の雇用がなくなりましたので、現在、理事長を入れて4人の人員体制でやっておりますので、平成20年度と比較すれば相当減になっているというふうに認識しております。ただ、その中で、賃金カットまではまだ踏み込んでおりませんが、給料の昇給ストップは実施してございます。

2点目の菜種油関係は、経営改善計画書にそのような文言があったんですが、実際問題として資本装備の関係で搾油販売はしてございません。

3点目でございます。いちご園、パン工房に補助金が幾ら投下されたのかというご質問ですが、これにつきましては指定管理料ということで490万円、これが平成20年度に出した分でございますが、借地料を支払ってございます。なお、その借地料関係については、87万1,586円を市のほうで直接地権者の方にお支払いしているということございまして、さらに若干の修理代、水道関係で120万円強出しているというような状況でございます。なお、農業公社についてはそのほかに400万円の別途運営補助金を交付してございます。

借入金の返済、取り崩しでございますが、ご指摘のようにその基本財産、旧南那須町の2,200万円、JA様の800万円、合計3,000万円の中から1,500万円を取り崩して、これを今後基本財産の分を償還していくという経営改善計画で、平成21年度から実施しているということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 4点お伺いしましたが、まず、人件費につきましては了解いたしました。

菜種油、これは改善計画に入れていながら、全く実施できなかったということは残念に思います。

次にいちご園、パン工房ですね、これはことしからまた別な指定管理者になりましたので、これはわかりました。

4点目の借入金の関係なんです、そうしますと、3,000万円あったものが1,500万円取り崩して、残りの基本財産が1,500万円となったわけです。これは市のほうの決算を見ますと、出資による権利として2,200万円、これに載っているんです。これは財務担当の課長はわかっていると思いますが、そうしますと、もう既に旧南那須から出資した2,

200万円、これはもうこれほどなくなってしまったわけなんです、この辺はどう理解したらよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 先ほど農政課長がお話ししたように、県の指導もございまして経営改善計画をしたところでございます。したがって、その1,500万円取り崩したお金はこれからの経営を改善して、その1,500万円を取り戻して3,000万円にまた基本財産をそこに充てるという10年計画で、これから経営改善を行うという計画でございます。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 平成20年度の決算書のほうはまだ提案されていませんが、この決算書のほうの出資による権利を見ますと、まだまだ2,500万円というのは残っているわけです。実際しかしもう農業公社としては1,500万円しかありません。それもこの1,500万円というのは農協からの800万円も合わせての1,500万円ですから、そのうち那須烏山市からの出資金を幾らとみなすのかこれは難しい問題であります、このような会計処理は適当なんでしょうか。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 決算上は2,200万円、これは市の出資金として決算書には残るわけでございますが、実際は農業公社には2,200万円ないわけでございます。したがって、それは数字の差がございしますが、これは農業公社が先ほど申し上げましたように、経営改善を図って、ぜひ10年間の間に3,000万円に積み立てる。1,500万円をこれから積み立てるということでございますので、その辺ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 平成20年度の農業公社の事業報告なんです、6ページ、7ページ、収支計算書総括表がありますけれども、大ざっぱに言って、基本事業である農地保有合理化事業とか、農作業受委託推進事業、3番の農業用機械及び施設の共同利用推進事業、4番目の事業、5番目、6番目ということで、こういう基本事業の大ざっぱに言って収支決算して、幾ら黒字だったのか。さらに、この観光いちご園とふれあい農園事業、これは指定管理を途中でかえましたよね。だから、これについては大ざっぱに言って、やっている期間の決算はここに出ていると思うので、収支決算上どれだけの赤字だったのかということをお聞きしたいと思います。その黒字分については、今までの数年間の状況の中で、先ほど出ました10年かけて、その利益分を取り崩した分をもう一度返していくということなんです、そういう計画を進めるにあたって、計画どおりに進んでいるというような理解でいいのかどうか。もう一

度確認をしたいと思います。

さらに、農業公社におきましては、就農推進的な事業もやられるということをごさいます、新規就農者を支援する事業も取り組んでいるというふうにお聞きしましたけれども、平成20年度からこれは始まったのか。平成21年度の4月から始まったのか。もし平成20年度中から始まったとすれば、その新規就農者支援の事業の中身とその実績等があればお示しをいただきたいと思います。

3番目は13ページです。農業用農機具等の貸付ということで、先ほど今回から公表されるということでお示しされたわけなんです、そのうち農業用機械等貸付という農機具等につきましては、いずれも14年前に農業協同組合から移管を受けて14年間経過しているということをごさいます。

公社所有のものにつきましては下にありますが、田植機、防除機等につきましては耐用年数5年という中でまだ減価償却が残っているんですが、農業用貸付機械等、14年経過する中で故障等あるいは部品等についてはその都度修理を重ねて使っているということをごさいます、これは14年以上経過しますと、これはなかなか大変ではないのかなというふうに思うので、そういう点でこれからこういうものについては農業公社として更新をして、さらにこういう事業を展開するという考えがあるのかどうか。更新に向けての計画があるかどうか。その財政的な裏づけも含めてどのように考えているのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 農業公社の部門別の収支というようなことと理解してご説明を申し上げます。まず、平成20年度の決算から概算で申し上げますと、イチゴ部門につきましては約600万円の赤字でございます。パン部門は157万円でございます。野菜部門は19万9,000円の減、収益から費用を引いた金額でございます。ふれあい農園はマイナス14万5,000円でございます。その他これはヨーグルトとか加工販売ですが1万5,000円の減ということで、このような数字になってございます。なお、県の経済監査でも、イチゴ部門、パン部門については経営の体をなしていないという評価がなされてきてござい

ます。一般会計部門で農地保有合理化については、件数が少なかったものでマイナス1万8,000円、作業受委託につきましては206万円のプラスということをごさいます、航空散布については700万円の黒字ということをごさいます、そのような部門別でございます。なお、この中に市の補助金も入っておりますので、その辺の相殺についてはさらなる精査が必要ということで、あくまでも概算ということをご理解を賜りたいと存じます。

なお、就農関係でございます。これにつきましては新規就農の担い手対策協議会というのを

市の農政課が事務局となって立ち上げてございまして、その中に農業公社も参画しておりまして、そのようなことでの経営活動の文言がなされたものというようなことをご理解を賜りたいと存じます。なお、新規就農関係には、関係組織とタイアップしてやっているということでございますが、これについては今度政権が変わりまして基金事業でございまして、支出のストップ命令が昨日メールで入ってきたという状況でございます。

続きまして減価償却関係等の積み増しですが、この決算書はご案内のように減価償却の引当金がこの決算では積み増しができないという惨たんたる状況でございますので、機械の更新はもう大変切望しているんですが、現実問題として到底見果てぬ夢というのが実態かなと思っておりますので、経営改善等の中でも行政のさらなる支援が必要だというような監査報告がなされてきてございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） まず、1番目の問題ですが、大ざっぱに言ってその他の事業は780万円ぐらいの赤字ということでもいいんですね。それと、一般基本事業と言ったらいいか、それについては総体で幾らということをお聞きしたわけなんですけど、個別ではなくて。

それで、イチゴとパン関係については、それが問題なので指定管理に切り放したということでございます。それで、この基本部門についてはいわゆる収益というのは10年間で取り崩して使ったものをもう一度積み増し、もとに戻していくという計画に沿っては十分基本部門の収益については計画どおりであったというふうに考えていいのかどうか。その点をお聞きしたということでございます。

さらに、新規就農につきましては、これは農業公社だけの問題ではありませんが、農業公社では特に個別に取り組んでいるというようなお話をこの間議会で聞いたような気がしましたので、具体的にどんな事業をされているのかということをお聞きしたかったなというふうに思います。

そうしますと、3番目の問題ですが、貸付農業用機械は現在あるものを使えるだけ使って今のところ更新する計画はないという理解でいいんですね。これを受けて、市長、農業用機械の貸付なんですけれども、全く農業公社としては14年経過したものを今使い続けていますけれども、計画がないということでございますが、市としてはこれら貸付事業は機械が壊れたらおしまいという考えでいいのかどうか。その辺も含めて、この農業機械貸付等については市としてはどういうふうな支援を組んでいくのか。JA関係などとも協議しながら更新されてはいいのかなというふうに思うんですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 基本的には考え方といたしましては、全くこれから壊れたままでそのまま機械をストップさせるという考えはございません。もちろん農業公社自体をこれから復活をさせて隆盛をさせるというのが平成21年度から始まったことでございますので、農業公社、そしてJAと十分議論を重ねて、今後前向きな対応をしていきたいと思っております。

またさらに、高齢化社会になりまして、各農家の機械が大変余ってきている状況でございます。機械があっても使い切れないという農家がございますので、そういった農業機械を借りながら地域の農業、荒廃地をふやさないというようなことも方法として今検討いたしておりますので、そのようなことも含めて総合的に今後の高齢化社会における農業制度のあり方、耕作のあり方、こういったことを全面的に那須烏山市らしい制度を構築していきたいと考えております。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 農機具の貸し出し関係ということですね。それにつきましてはオペレーターつきで貸すと。（「それはわかったんだよ。それはいいんだけど、そうじゃなくて基本事業のほうの黒字は、いわゆる借金を返して積み立てをするわけでしょう、取り崩したものを。それについてちゃんともう1回積み増しをしてもとに戻す、2,500万円、収益を、それは計画どおりこの収益でやっていけるという内容であったという理解でいいのかどうかと聞いたんです」の声あり）

○議長（水上正治君） 理事の副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 経営改善計画は当然今、農政課長が答弁したように、実は農業公社の体質強化を図るために農業機械を入れて、例えばこの飼料用作物といったものも実は取り組んで、その飼料を販売しようということももくろんでいたわけですが、政権交代によって今ちょっとストップということもございますので、大変厳しくなってきたことは事実であります。

しかし、ふるさと体験館のほうですね、いちご園、それからパン工房のこれまでの赤字部門については切り離したということもございますので、運営にかかる事業については先ほど荻野目課長が言ったように黒字がありますので、そういったほかの人件費の抑制等も図りつつ、そういったものを1,500万円の返済というか、また積み戻しに努力してまいりたい。そういう考え方でございます。大変厳しいことは事実でございます。

○議長（水上正治君） 15番小森幸雄君。

○15番（小森幸雄君） 3点ほど伺いたしたいと思っております。まず、組織の関係なんです、先ほど渡辺議員からもあったんですが、協議のアドバイザーの3名の方、どんな方がこ

の会社のアドバイザーになっているのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。また、基本財産面ですが、当時は出資金3,000万円あったんですが、どうしてもやりくりがつかないということで手をつけてしまったという経緯はありますよね。今、現在はこの基本財産関係についての管理の状況はどういうふうになっておりますか、お聞かせをいただきたいと思っております。

また、前から私、疑問に思っていた件なんですが、あそこの借地関係、87万1,000円、別に市から支払っているという関係なんですが、どうも独立採算で補助金を出してやっている事業の会社にしては、やはりこれは独自に会社がこの借地料は当然払うのが筋だろうと思っております。また、87万1,000円という数字の根拠についてもわかりませんが、農業委員会が出している農地の貸し借りの料金の設定表がありますね。あれと比べて安いのか高いのか全く検討が付きませんが、その辺についての説明をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） お答え申し上げます。5ページに記載のアドバイザーでございます。これは県の農業振興事務所の経営普及部の職員の方々でございます。

続きまして基本財産の1,500万円につきましては、本業復帰で経営努力で今後10年間で返していくということで頑張っているという状況でございます。平成21年度の稲刈りの受託関係につきましても、過日お知らせ版等で広報してございますが、前年度並みの申し込みが来ているというようなことで、直営でそれも実施いたしまして経営体質を高めていきたいというふうな予定でございます。

管理の状況でございますが、平成21年度からは印鑑と通帳はそれぞれ別な者が保管しているということで、相互チェックでミスが起こらないような改正をしております。

借地関係につきましては、平成8年の設置時に旧南那須町が契約をしたもので、爾来ずっとそのままの金額で来ているというふうに聞いておりますが、値段単価についてはさほど突出した額ではないと聞いておりますが、今計算しますので後でお待ちいただければと思います。申しわけありません。

以上です。

○議長（水上正治君） 15番小森幸雄君。

○15番（小森幸雄君） アドバイザー関係は了解をしました。当時3,000万円あった基本財産は10年かけてもとに戻すという理解でいいんですね。わかりました。通帳と印鑑を別にして管理しているというから、それは定期で持っているのか、当座で置くのか、その辺についてもちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

借地料関係であります。87万1,000円の内訳を今、同僚議員から回ってきたんですが、宅地関係は平米130円です。農地関係50円から70円、田んぼで70円、平米単価だと思います。坪単価に直してくださいね。

市長に聞きたいんですけども、平成8年からこういうスタイルで旧南那須からずっと続いているというんですが、この際、これを見直して賃貸借関係は農業公社と地権者でやるようなシステムを構築できないものなのか。それをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ご提言を踏まえまして早速検討させていただきたいと思います。また、あわせて、今、観光農園といいまして、10坪が100区画あるんですが、3割程度しか埋まっていないという状況もございますので、こういった農閑期の時期にもそれが埋まるような経営努力を今年度交代を機に指示をいたしたところもございますので、そういったところから収益を上げながら対応することも一方策でございますので、そのような農業公社の賃借料等についてはご提言を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 15番小森幸雄君。

○15番（小森幸雄君） 平米70円でしょう、7万円でしょう。宅地は宅地で農地じゃないですから、私は農地の部分に対して言っているんですけども、これは農業委員会で農業委員さんが決めた数字に合わせるべきだろうと私は思います。これに対してどう考えておりますか。最後ですので答弁をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 土地の賃料の値段というのは力関係、また目的とかいろいろ複合しておりますので一概には申し上げられませんが、基本的には持っているお金を利子で割ったのが普通地代というのが一般的な概念でございますので、そのような方法で積算されたものと思っております。あまりにも高い場合には今後は是正したいというふうなことで、一部の地権者には価格の見直しの申し入れも非公式には行っております。今後善処したいと考えております。ご提言ありがとうございます。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 南那須町時代のときの賃料は確かにそういうことで決定してございます。しかし、現在、こういう農業事情もございまして、また、今、小森議員からもお話がございましたように、当然今まで農地の賃借料とか貸し借りのそういう料金も農業委員会が介在して、そういった設定をしたいきさつもございまして、当然借地の更新時期もございまして、また、途中でも契約書を十分精査しながら、地主さんとそういったことについての交渉に

ついでのことはいくらも検討していきたい。また、そういうことに地主さんともお話を持つ機会を持っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時57分

○議長（水上正治君） 再開します。

ほかにございませぬか。

18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 事業報告の2ページを見ていただきたいんですが、この受託作業、これが平成20年度ではあります、計画より上回っているのがないんですね。稲作だけの代かき、一番上、それ以外は計画を全部下回っているわけでありまして。こういう計画を平成21年度も立てて1,500万円の返済、空中散布は黒字だ。

しかし、この貸借対照表を見ますと、平成20年度の収支計算書総括表を見ると、事業収入が6,870万円、それから、支出の合計6,913万円、これは赤字ですね。1,500万円の借入を10年間かけて返済をしていくということでありまして、事業ですよ、これはあくまで。

ですから、こういう計画を平成21年度も立てているのか。この辺の中身を少し説明していただきたい。あくまでもこれは平成20年度の事業報告であります、平成21年度1,500万円を農協から借入れたわけでありまして。これを返済するということでありまして、実際、それが可能なのかどうか。この説明をしていただきたい。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 平成20年度の農作業受委託関係の実績につきましては、目標に計画どおりいかなかったという理由でございますが、その理由といたしまして、14年間使っている機械だから頼むほうも腰が引けるという状況がかなりあったというのは事実でございます。

先ほどご質問がありましたように、普通農機具は10年間で部品がなくなるんですが、それをだまされ修理しているということでございますが、その見通し等については甘いというご指摘があれば、それは否めないというもので謙虚に受けとめるということで、農業公社等にご指導申し上げたいと思っております。

なお、平成21年度の経営的なものにつきましては、直営部分をふやすというようなことで若干固めな方向で予算を組んでいるというのが、7月13日の理事会の数字でございますが、

そのような方向でございます。

なお、詳細につきましては後でご説明させていただきたいと思うんですが、ここでいろいろ項目がたくさんございますので、そういう方向でよろしゅうございますでしょうか。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私はなぜこういう質問するかというと、これから受託作業がふえるんです。それも十何年も使っている農機具だから、貸してつくってくれという人がいないという説明だけれども、そんなものではなくて、これからどんどんリタイアしてくる農家が多いのだから、農業公社がその部分を背負わなければどうするんだ。それだったら、これを充実するだろう。それを充実するのではなくて、だましだまし機械を使おうなんて。そんなこと言っているようじゃどうにもならない。

それこそ、ここに集中的に投資をして、直営部門を充実していかなければ、雇用の創出にもつながってくるだろう、いつも言っているように。何でそれができないんだ。農業公社と農政課は全然別だから、おれは答弁する権利がないというなら別。農業公社がそれだけのものを出せ。指導する立場にはないのか、農政課は。指導する立場にあるのならば、そういう指導をしなければいけないんだ。そこをいつも危惧しているから言っているんだけれども、どうも今の答弁ではわけがわからない答弁だ。もう1回はっきり、これは市長でもだれでも答弁をしてもらいたい。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 先ほど申しましたように、当然農業公社には評議委員会、それから理事会がございます。それらの中で先ほど言った経営改善計画に沿って基本金1,500万円を取り崩しておりますので、これを何としても、もとの3,000万円に戻さなくちゃならない。そういう経営改善をしなくてはなりませんので、当然今後の農業公社の理事会の中で、その経営をどうするんだ。

したがって、今、樋山議員がおっしゃったように、先ほど申しましたように本年2,700万円ほどの農業機械を買い入れる計画をしていたわけですが、先ほど言ったように今、政権交代してちょっとこれがストップだということでございますので、これらを引き続きどうするんだということは当然理事会の中で検討しなければ、それをやめるのか。いや、市の援助も受けながら農業公社の役員等の中で借金をして、そういうものも含めて農業機械を買い入れて、今後の経営改善、今、受委託の問題、当然そういったものについては評議委員会、理事会の中で十分検討して、そういった機械を導入することも含めての経営改善計画をこれから図ってまいりたい。理事の一人としてそんなことも理事会の中で話していきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 横の連絡が悪くて申しわけありません。誤解を招くとよくないので申し上げますが、今、副市長が申しあげました事業ストップというのは担い手関係の事業で、この農業公社については従来どおり進めているという状況でございます。既に7月の緊急経済対策関係で事業費で2,780万円の事業費をお認めいただきまして、計8台の機械について今導入についての検討の調整をしておりますが、これはもう交付決定になりましたので、今現在そのようなことで資本装備の充実のため事業をやっているということでございます。一気呵成に農機具の更新はできないもので、年次計画で展開しているということをご了解を賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、何か2,700万円と言ったけれども、補助金は来るのか、間違いなく。今度の政権交代をして、補助金に関してはこの問題を見直す。もう既にそういう新聞発表があるんだけど、2,700万円というのは入ったんですか。すぐ執行できるんですか。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 昨今言われていますのは基金事業についての予算のストップというのが来てございます。それはきのう農林事務次官から全県下に基金事業での予算の執行を見直すというようなことで通知が来まして、それを受けて各市町村にもそのような通知が来てございますが、ただ、この農業公社の機械導入2,770万円強の事業につきましては、既に国のほうから交付決定を受けておりますので、これは間違いなく計画どおりに導入するというので準備を進めておりますが、ただ、ホールクroppサイレージ等の機械につきましてはなかなか機械の取り合いで納入が遅くなる予想だということでございます。

今後、補正でご議論いただきますが、森林整備加速とか農地集積関係の事業は支払いのストップというような指示が来てございますが、その中でも話題が変わって申しわけございませんが、森林整備関係については地球温暖化関係でこれは間違いなくもっと進めるというような方向もございますので、新政権なり今、過渡期でございますが、いろいろ指示が錯綜しているという状況でございます。

以上です。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 申しわけございません。ちょっと横の連絡が悪くて申しわけありません。私は農業公社のほうから危ないから今ちょっとストップしているんだという話を聞いて

ていたものですから、今、荻野目課長が言ったとおり内示が出たということであれば、先へ進むわけでございます。当然、補助金とそういったもの以外についての借金もでございます。したがって、借り入れる際、保証人になるということで私も腹の中を決めていたものですから、その後どうなんだという話がありましたのでそういうお答えをしたわけでございます。

したがって、当然これからさっきの部分もでございますので、その保証人になる2人と相談しつつ、この事業については進めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 先ほど来1,500万円の取り崩し、その基金を10年間にわたって返済していきたいという話なんですけれども、今回、いちご農園とかパン工房を切り離すということでの計画だと思いますが、組織の中で評議委員会、理事会と当然あるわけですので、そういうところでこの先の計画等をかなり煮詰めてつくっているのかどうか。1,500万円果たして本当に10年間で返済できるのかどうか。その辺を再度お聞きしたいと思います。

それともう一つ、先ほど小森議員のほうから質問がありました件で、ふじた体験むら、観光いちご園の土地賃借料が87万1,586円、これはやはり市のほうで補助金を出すのがどうかと思いますので、やはり一本化させるべきだと思いますし、賃借料についても内容等については全議員にその内容を報告していただきたいと思います。

以上です、ちょっとその件に関して。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 1,500万円の取り崩しに伴う返済関係でございますが、これにつきましては平成21年度からの経営改善計画で本業に復帰しまして着実に返していきたいというようなことで進めてございます。なお、今までは年1回の決算だったのでございますが、9月期の中間決算についても作成するようという指示を出してございまして、もう少したてば中間決算でキャッシュフローがわかるのかなと思っております。

それと、地代関係でございます。これにつきましては当時の時代背景がございまして、まず最初に、旧南那須町が整備して、その後に農業公社が並行してややおくれてできたという経緯がございますので、その辺の土地の貸し手借り手の権限関係が、その辺のところいろいろ微妙な、よく精査しないと難しい場合があるのかなというふうには思っておりますが、資料等については後でお出ししたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 先ほど来から地代については今後、地主さんとのお話の場を設けるということで努力してまいりたいと思います。その際は、決まれば当然早い時期に決められれば当初予算のときにでもその数字であらわれてきましょうし、それから決算のときにも出てまいります。改めてそういったときにご報告申し上げたい。なお、先ほど来からありましたように、今、指定管理してございますので、指定管理者についてその地代を負担するのか。市で負担するのかはこれから十分検討してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 土地の件に関しては平成8年から私から見れば何も手をつけなかったということが、この13年間の結果だと思えます。新しく評議員会、例えば理事会等新しい人選をされたわけですから、当然そういうものが活発に活動されるようお願いしたいと思います。

先日来ちょっとお聞きしてはいたんですが、大豆の選別機ですね。この備品の台帳の中に載っていない。先日、市長に質問しましたらそういうものはもう当然ありますと言っていたんですが、これはどこに書かれているのかなと思っているんですが。大豆の選別機ですね、果たして何台買ったのか。それはどこに載っているのか。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 大豆の選別機についてお答え申し上げます。この大豆の選別機の購入につきましては、平成16年度合併前の事業でございまして、これはあらなんというところで、事業主体がファームあらなんという農事組合法人ができたのでございまして、その前の組織が購入したというふうに聞いてございまして、県の補助40%というようなことで総事業費315万円ということを知っています。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） そうしますと、その任意の団体か何かに貸しているということですね。貸しているというか、どういうふうになっているんですかね。県の補助金を40%ということはトンネルでそのほうにいつちゃって貸しているのかどうかですね。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） お説のとおり聞いております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） よろしいですか。質疑がないようですので、報告第1号については、趣旨のご指摘等もございましたけれども、報告のとおりでございますので、ご了解を願いたい

と思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（水上正治君） 再開いたします。

◎日程第4 報告第2号 平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（水上正治君） 次に、日程第4 報告第2号 平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことにより、平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載をした書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけてご報告をするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

特にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおりでありますので、ご了解願います。

◎日程第5 議案第11号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（水上正治君） 日程第5 議案第11号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

○議長（水上正治君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、教育委員5名のうち塩野榮司委員、池澤 進委員の任期が11月29日をもって満了となることに伴いまして、新たな委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

塩野榮司氏、池澤 進氏の両名は、合併後の教育委員会委員としてご活躍をいただいております。人格円満かつ高潔であり、しかも教育、学術及び文化に高い識見を有している方々であります。新しい時代を拓く教育改革のため、両名を再度教育委員に任命いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第11号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（水上正治君） 日程第6 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。

現在、人権擁護委員であります鈴木三男氏及び高野とみ子氏が平成21年12月31日をもって任期満了となります。引き続き鈴木三男氏を、新たに平塚禮子氏を推薦いたしたく提案するものであります。

鈴木三男氏は、平成19年1月から1期3年間にわたり、人権擁護と人権思想の普及推進に尽力をされ、法務局烏山支局人権擁護委員協議会事務局の要職も務められております。

また、平塚禮子氏は、誠実、温厚なお人柄で、水泳指導公認コーチ等の特技を持ち、本市の社会教育委員や家庭教育オピニオンリーダーとしてもご活躍中であります。両氏とも、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でございます。

どうか慎重、ご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（水上正治君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番小森幸雄君。

〔15番 小森幸雄君 登壇〕

○15番（小森幸雄君） ただいま上程されました議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦につきましてではありますが、市長からお二人の推薦がありました。鈴木三男氏につきましては再任でありますので省略しますが、賛成の討論をいたしたいと思います。

平塚禮子氏につきましては、市長提案理由の説明にもありましたように、昭和63年から家庭教育オピニオンリーダーとして、子育て支援関係に一生懸命やっているということで現在に至っております。また、社会教育委員につきましても、平成3年から現在までやっている方でありまして、識見とも卓越したものがありますので、人権擁護委員として適任であるということで賛成の討論といたします。

以上であります。

○議長（水上正治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第12号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 選挙第1号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（水上正治君） 日程第7 選挙第1号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙については、地方自治法第182条の規定により、地方公共団体の議会において選挙をし、同補充員についても同数の補充員を選挙することになっております。委員の任期は4年と定められており、現在の委員の任期は本年11月28日をもって満了となります。補充員の任期は委員の任期によると規定されております。

以上の規定により、那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことにいたします。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ここで、指名する選挙管理委員会委員及び同補充員の名簿を配付いたします。

（名簿配付）

○議長（水上正治君） ただいま配付した名簿のとおりでございますが、各委員候補には既に内諾はいただいておりますこともご報告いたします。選挙管理委員には、平石和雄君、長谷川靖男君、飯野謙一君、佐竹信哉君、以上の4名を指名いたします。補充員には、久郷啓二君、柳田治男君、海野 満也君、池沢昌子君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序については、私が順番に申し上げたその順序に従って決定いたしました。ですから、名簿は久郷啓二さんから順番に池沢昌子さんまで1、2、3、4位というふうにご記入をお願いしたいと思います。

◎日程第8 議案第8号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 次に、日程第8 議案第8号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、緊急の少子化対策の一環として、出産にかかる被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、出産育児一時金の支給額を健康保険法施行令の改正に準じて、本年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産についての経過措置として4万円引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。経過期間中、現行の出産育児一時金の35万円を39万円に引き上げるものです。なお、産科医療保障制度に加入をしている医療機関で出産をした場合は、さらに3万円を加算して42万円となります。

これらの改正につきましては、過日、国民健康保険運営協議会において承認をいただいております。また、栃木県知事との協議も終了いたしております。

詳細につきましては、市民課長に補足説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、高橋市民課長の補足説明を求めます。

市民課長高橋 博君。

○市民課長（高橋 博君） 議案第8号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について、ただいま提案理由と一部重複しますが、補足説明を申し上げます。

本案は、市長提案理由のとおり、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額の引き上げについて所要の改正を行うものであります。

最初に条例改正の概要についてご説明申し上げます。国の緊急の少子化対策として、出産にかかる経済的負担を軽減するため、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間における出産にかかる出産育児一時金の支給額を35万円から39万円に引き上げるよう施行令等の一部を改正する政令が交付施行されたことに伴いまして、市国民健康保険においても同様な措置を講じるため、那須烏山市国民健康保険条例の一部改正をするものでございます。

なお、今回の引き上げ額4万円のうち、2分の1、2万円につきましては、国庫補助対象と

なります。残り2万円のうちの3分の2につきましては、一般会計からの繰入金、いわゆる地方交付税措置対象になります。残り3分の1につきましては、保険税での対応となります。

また、本年1月1日から施行されております産科医療保障制度に加入している医療機関、県内病院、診療所46、助産所3、すべて加入しておりますが、それらの施設、病院等での出産につきましては、従来どおり3万円が加算されますので、一時金の支給額は42万円になります。

それでは、改正条例をご説明いたしますので、条例をごらんください。今回の出産育児一時金の引き上げは、暫定的な期間であることから、改正条例は附則において所要の改正を行うものであります。

附則2第5項として、次の1項を加えます。平成21年10月から平成23年3月までの間の出産にかかる出産一時金に関する経過措置。被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第8条の規定の適用については、同条第1項中35万円とあるものは39万円とする。附則は改正条例の施行日を平成21年10月1日とするものでございます。

以上でございますが、今回、国では今回の条例改正とは別に出産育児一時金の見直しの一環としまして、被保険者と出産者が出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的といたしまして、出産育児一時金の医療機関等への直接支払い制度を平成21年10月から支給額の引き上げとあわせて実施する制度を創設しております。

具体的には、出産育児一時金の支給申請及び受け取りにかかる代理契約を医療機関と被保険者が締結の上、出産育児一時金の額を限度として医療機関等が出産者等にかわって支給申請及び出産育児一時金の受け取りを国民健康保険連合会と行い、市が国民健康保険連合会に一時金を支払うもので、対象は出産育児一時金の暫定的な引き上げ期間である平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産にかかる一時金とするものであります。

以上で補足説明といたします。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第8 議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第9号 那須烏山市遺児手当支給条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 次に、日程第9 議案第9号 那須烏山市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

家庭における養護が困難な状況にある子供や家庭に対する支援の強化を図るため、児童福祉法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、こども課長から補足説明をさせますので、慎重審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（水上正治君） 次に、堀江こども課長の補足説明を求めます。

こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正点は、改正児童福祉法により新たに国において事業化されることになりましたファミリーホーム制度の創設でございます。この制度は一般の住居において5名から6名の要保護児童を養育する事業ということになります。

これまでも里親型のファミリーホームというものはありましたが、今回、一般の方でも里親としてではなく養育にあたることができることとなったものでございます。なお、5、6名という人数には実際に自分の子供の数は含まれません。この事業は、個人、法人を問いませんが、3人以上の養育者が必要であるということとされております。

以上のような内容の小規模住居型児童養育事業を行うものというものを条文に追加するものであります。

簡単であります、以上説明を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） この市の遺児手当支給条例の一部改正であります、今回の改正に伴って、ファミリーホーム制度ということで一般家庭でも遺児を預かることができるということですが、ちなみに那須烏山市におきまして、こういう該当される子供さんがどのぐらいいるというふうな把握をされているのか。実際にこの小規模住宅型児童養育事業をしてみたいというような話があるのかどうか。その辺についてのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） 養育が必要である子の数というのは、状況によって違いますが、この場合の養育が必要である子というのは児童相談所が決定をいたしますので、何人か該当者は那須烏山市でもいるのかなという気はいたしますが、要は明和園桔梗寮みたいな児童養護施設も児童相談所の措置という形で、あれは集団で行っているわけですが、そのような形になるところでございます。

ちなみに、ちょっと制度的には違うんですが、那須烏山市にも里親の方がいらっしゃいます。これも県北児童相談所のほうに届出をして県北児童相談所の審査を受けて、里親というのはなれるわけですが、現在、7家族の方が里親として登録されております。実際に養育されている子供は2名でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がありませんので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第9 議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第10号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 次に、日程第10 議案第10号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第10号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、子育て支援サービスの一定の質の確保と拡充とを図るため、児童福祉法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（水上正治君） 次に、堀江こども課長の補足説明を求めます。

こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正点は、一次保育という文言を一次預かり保育に改めるものであります。一次預かり保育とは、上部の中ほど（3）にありますように、保護者の就労形態、または傷病、入

院等により家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童に対する保育のことを言います。

今までも一次保育事業というのは行っておりましたが、原則的には今までの一次保育と内容的にはほとんど変わりはありませんが、保育所はあくまでも保育に欠ける子を預かるということになっておりますが、今回の改正では家庭に保護者がいて、保育に欠けない児童であっても、疾病とか入院等による事情がある場合には預けることが可能になったということでございます。

その他については、これらの改正に伴い文言を整理したものであります。なお、参考までにご説明いたしておきますが、平成20年度の一次保育利用者は延べ51名ございました。月平均約4名程度の利用があるという状況でございます。

以上、簡単ですがご説明を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第10 議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

日程第11 議案第1号から日程第17 議案第7号までの平成21年度那須烏山市一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算の7議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第11 議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第12 議案第2号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第13 議案第3号 平成21年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第14 議案第4号 平成21年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第15 議案第5号 平成21年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第16 議案第6号 平成21年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第17 議案第7号 平成21年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（水上正治君） したがって議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）から議案第7号 平成21年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）までの7議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第7号までの提

案理由の説明を申し上げます。

まず、第1号は、平成21年度那須烏山市一般会計補正予算第3号についてであります。概要であります。補正予算額2億530万2,000円を増額し、補正後の予算総額を121億1,038万4,000円とするものでございます。

内容につき申し上げます。第3号につきましては、平成21年度が始まり半年が経過したところでございますが、速やかに対処すべき新たな事業費等が生じたことから補正予算を編成したところでございます。

総務費の主なものでございます。新たに民間通信事業者では整備が見込めない条件不利地域であります小木須川戸地区の携帯電話難視聴整備事業費、地域ICT利活用モデル構築事業の高効率化・一元化整備事業として、ユビキタスタウン構想推進助成事業の地域見守りシステムの構築整備費及びコールセンターの設置に伴うふるさと雇用創出事業を活用した、地元雇用を図るための業務委託料を計上いたしました。

また、平成24年度の固定資産税評価替えに向け、課税客体の整備と用途地域等への路線価評価を導入し、適正な課税を図るため、今年度から3年間の債務負担行為での固定資産税課税客体整備事業費を新たに計上いたしました。なお、市税還付金に不足が生じる見込みから追加計上いたしております。

民生費は、新たに国の全額補助により10月1日より年度内限定で実施をすることになりました住宅手当緊急特別措置事業費を計上いたしております。

衛生費は、国の経済危機対策における女性特有のがん検診対策を進めるための事業費を新たに計上いたしました。

農林水産業費は、市単独土地改良事業費を追加計上し、ポンプ場配管や水路の整備促進を図ることといたしました。また、県の元気な森づくり推進事業市町村交付金の決定による減額補正及び新たな松くい虫対策事業費の予算措置を講じることといたしました。

商工観光費は、緊急経済対策実施計画書第二次計画の地元企業・商店街支援対策に掲げたプレミアム商品券発行の支援費として新たに計上いたしました。また、企業立地奨励金の追加措置を講じました。

土木費でございます。追加の緊急雇用対策として臨時職員4名を採用し、あわせて道路維持管理費やふれあいの道づくり事業費を追加計上し、支障木の伐採、道路修繕、側溝整備、交通安全施設整備等を緊急に実施し、安心、安全な生活基盤整備に努めることといたしました。また、新たに道路維持にかかる路肩の危険箇所3路線の整備を措置するとともに、1路線につきましては事業費増に伴う増額補正をいたしました。なお、市営滝田住宅解体工事費及び栃木県建築物耐震改修促進計画に基づく、市民に耐震の必要性を普及、啓発するための耐震改修促進

計画策定業務委託料を新たに計上いたしました。

教育費は、大桶中自治会公民館改築に伴う補助金を新たに計上いたしております。また、学校及び社会教育施設の修繕、管理運営費等の予算措置を講じることといたしました。

歳入につきまして申し上げます。国、県補助金、財産収入及び平成20年度決算の確定に伴う介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、これは人間ドック精算金であります、繰入金等を計上いたしております。市債の減額については、合併市町村補助金の交付決定に伴う財源振替であります。不足財源につきましては、前年度繰越金及び普通交付税をもって措置をいたしました。

寄附金につきましては、秋山 久様、匿名様から賜りましたが、その趣旨に沿いまして予算措置をいたしております。また、ふるさと応援寄附金につきましては、埴 義和様から賜りましたので、基金積み立ての予算措置をいたしました。ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告を申し上げる次第でございます。

議案第2号は、国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、事業勘定及び診療施設勘定であります。事業勘定の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ2,111万6,000円を追加し、補正後の予算総額を33億2,631万6,000円とするものであります。

主な内容につきましては、本年10月1日から出産育児一時金の引き上げに伴う所要額ならびに平成20年度分の療養給付費等負担金の確定に伴う国庫負担金の償還金等を計上したものでございますが、これらの財源につきましては国庫補助金、一般会計繰入金及び繰越金をもって措置をいたしました。

また、介護従事者の処遇改善のため、緊急特別対策として平成21年度の介護報酬が3%引き上げられたことに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制を行うため、国庫補助金の介護従事者処遇改善臨時特例交付金が新たに交付されたことに伴いまして、介護納付金の財源について国庫と一般財源との財源振替を行いました。

次に、診療施設勘定の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ259万7,000円を追加し、補正後の予算総額1億2,359万7,000円とするものであります。七合診療所の米山先生におかれましては、昭和56年1月に着任後、平成9年3月末まで職員として勤務をされ、引き続き平成9年4月からは嘱託医師として現在まで勤務をされており、28年の長きにわたり地域医療に専念をされてまいりました。この間、先生は住民の健康増進及び医療の充実に多大な貢献をされてまいりましたが、本年10月末をもって退任することになりましたので、後任の医師を採用することにいたしました。

今回の補正予算は、医師の退任及び採用に伴う人件費等の調整と境、七合診療所の施設管理

費等の所要額を計上いたしましたものであります。これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしております。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

次に、議案第3号は、老人保健特別会計補正予算第1号についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ2,468万2,000円を追加し、補正後の予算総額を2,818万2,000円とするものであります。

内容につきましては、平成20年度の老人保健医療費の額の確定に伴い、平成21年度において精算を行うもので、支払基金交付金及び国庫、県費負担金の精算に伴う超過交付額の償還金を計上いたしましたものであります。これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次は議案第4号 後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ1,228万8,000円を追加し、補正後の予算総額を2億6,732万8,000円とするものであります。

主な内容につきましては、平成20年度の後期高齢者人間ドック検診事業費の精算に伴う予算残額を一般会計に戻し入れるための繰出金として計上したものであります。これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第5号は、介護保険特別会計補正予算第2号についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ2,511万2,000円を追加し、補正後の予算総額を20億6,777万5,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、介護給付費及び地域支援事業のこれまでの実績による国、県支出金等の歳入見込み額の精査によるものであります。これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

また、介護従事者処遇改善臨時特例基金の周知用経費の一部取り崩しによる普及啓発にかかる冊子等の作成に要する費用並びに当初予算計上済み普及啓発費の財源振替にかかる補正でございます。

議案第6号は、簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ60万2,000円を追加し、補正後の予算総額を2億5,220万2,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、水質検査の安全管理のため、週休日の水質検査業務委託にかかる費用と向田簡易水道配水池の清掃業務委託料を計上するものであります。これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第7号は、水道事業会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算の主な内

容は、営業費用及び建設改良費を増額し計上するものであります。営業費用は、水道施設修繕のための原水及び浄水費を307万6,000円、計量法の検定期限が来た量水器の交換のため、配水及び給水費159万6,000円、水道庁舎の自動ドア修繕のための総係費32万6,000円をそれぞれ増額いたします。

また、建設改良費は、故障した南ポンプ場の送水ポンプを取りかえるための上水道整備費を110万3,000円増額するものです。

これによりまして、収益的支出5億7,571万7,000円とさせていただきます。また、資本的支出を4億8,726万7,000円とさせていただきますと思います。

以上、一括上程となりました議案第1号から議案第7号までの提案理由の説明を申し上げました。慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） まず、一般会計のほうから質問しますけれども、先ほど提案理由にもありましたように、債務負担行為に基づいて3年間かけて固定資産税の評価替えの固定資産税客体整備業務委託ということで、8,900万円、こういう費用でやるということでありますけれども、これは先ほど路線価の問題も含めて見直すんだということなんですが、固定資産の資産価値が大きく失われているということを含めて、その現況に合った固定資産税の評価に基準を見直し、そしてその税額を決定するというところで考えてよろしいのか。それで、平成21年、平成22年、平成23年度、3年間かけてやるわけですけれども、実際にはこの評価替えに伴う固定資産税の賦課というのは平成24年度からやられるのかどうか。その辺についてのご説明をお願いしたいと思います。

次に13ページですが、情報政策推進費ということで、難視聴対策費というのが706万7,000円というのが出ています。これは2011年の地上放送デジタル化に伴う対策費というふうにかけてよろしいのか。その辺の内容についてちょっとご説明をいただきたいと思います。

さらに地域ICT利活用モデル構築事業であります。これも市内の各小学校等の登下校に伴う子供たちの安全確保の事業とか、高齢者対策、安否確認も含めた事業というのがやられているんですが、それがこの事業の補正を行う中で大体これで完成するという考え方でよろしいのかどうか。

その下にユビキタスタウン構想推進事業というのがありますが、これはどのような内容なのかご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（水上正治君） 税務課長羽石浩之君。

○税務課長（羽石浩之君） ただいま平塚議員からご質問のあったことについてお答えしたいと思います。

今回は補正をいたしました。本来ですと、やはり当初予算から上げるべきであったなと思っております。今回、補正で上げたということには大きく分けて2つの理由がございます。まず1つであります。実は昨年であります。土地の現況課税の誤りがございました。その内容はかなり以前から土地の現況課税が誤っていた可能性が高いということもございました。当然、納税者には規定に沿って税金はお返しいたしまして陳謝したところでございます。今回の現況課税誤り、特に納税者に市の威信を大きく失墜してしまったということから、適正課税に向けてこの原因を改めて調査してみたというところでございます。

本来、ご承知のとおり、地方税法では第408条によりますと、少なくとも年に1回、実地調査をしなければならないことになってございます。県内の各市町村でも年に一度の実地調査については一番苦慮しているところでございます。通常は登記済みの異動通知書とか地籍調査の結果、用地転用許可関係、本人の届出などから異動分を基本として課税客体を整備しているというのが現状でございます。

そのほかに、空から航空写真を撮って、例えば3年に一度の期間で撮影して、より正確な課税客体を整備する。航空写真に頼っているのが実情でございます。本市におきましては、旧烏山町が平成9年にセスナ機を飛ばしまして航空写真を撮りまして、固定資産税の課税客体を整備してまいりました。しかし、この写真も平成9年ということで、もう既に12年がたっております。また、旧南那須町におきましては、平成6年に航空写真を撮っておりますが、これは都市計画図に作成するために撮ったものでございまして、事実上航空写真は利用していないというのが実情でございます。

また、平成17年10月に旧烏山町と旧南那須町が合併したということもございまして、この際なので、今回の平成24年度の評価替えに間に合わせるために那須烏山市全体を航空写真で撮影しまして、3年計画で全地目の実地調査、現地を調査しまして課税客体を整備するというところで、今回、補正に上げたところでございます。

そのほか、窓口に来るお客様、また電話等でもいろいろ問い合わせがございまして、税務課の宅地の評価の方法であります。路線価評価になぜしないのかという問い合わせは以前からもございました。那須烏山市の宅地の評価方法としては、市内に数カ所、263カ所なんです。標準宅地を設定しております。その標準宅地から批准して評価する、いわゆる標準宅地批准方式というものを採用してございます。

この方式は総務省で定められております宅地の評価基準にのっとりた方式でありますので、

間違いではございませんが、現在では県内のほとんどの市町村が道路の路線に対しまして1筆ごとの立地条件、間口とか奥行、形状、こういうことで補正して宅地計算法による評価、いわゆる路線価評価方式を採用しているのがほとんどの市町村でございます。

このようなことがございまして、当市におきましても改めて早期に固定資産税の課税客体を整備する必要があるということが出てきましたので、今回、補正するということであります。なお、課税につきましては、3年間で平成21年、平成22年、平成23年で調査しまして、平成24年度の評価替えて課税するというところで進めているところでございます。

事業につきましては3年間ではありますが、平成22年度から平成23年度は債務負担行為の補正ということで補正させていただきまして、経費削減と効率化のために一括発注ということで考えております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） それでは、難視聴対策費であります。これにつきましては地上デジタルではなくて携帯電話の難視聴を解消するための事業でありまして、この事業の対象となる地域は過疎に指定されているか、辺地に指定されている地域に限られておりまして、先ほど市長提案のとおり、通信事業者では整備が見込めない。そういうところについて、この事業を取り入れて、市が事業主体となって実施するものであります。市の負担は5分の1であります。

ということで、国と県で5分の4が助成されます。なお、市の5分の1のうち、まだこれは確定していないので今回歳入としてあげておりませんが、通信事業者の負担分もいただけるということでありますので、これらが確定すれば後日、補正をしていきたいと思っております。

次に、地域ICTであります。この事業につきましては以前にもご説明いたしましたが、平成20年度に指定を受けまして本年までの2カ年計画で実施をしております。本年が最後の年ということになるわけではありますが、今回、ここに計上いたしました費用につきましては、その下のユビキタスタウンとも関連しておりますが、きずなの自立的、継続的運営を実現するために市民向けのコールセンターを設置したいと考えております。それにあたりましては、当然雇用をしなければなりません。その雇用の費用で592万2,000円ということであります。失業者をそのうち3名程度、全体で雇用する計画でありますけれども、うち失業者2名を雇用したいということでの費用でありまして、これらにつきましては歳入の予算書の7ページにありますけれども、一番下です。商工費補助金、ふるさと雇用再生特別事業費補助金を充当して、この事業を展開していきたいというふうに思っております。

さらに次のユビキタスタウン構想ということでございますが、これにつきましてはユビキタ

スといいますのは、いつでもどこでも何でもだれでも、そういうことが言われておまして、どこでも情報通信を活用できるというような目的で、この事業を展開することにしております。なお、この事業につきましては、総務省で平成21年度の補正予算の成立を受けまして募集がなされました。本市において早手を挙げましてこの事業を展開する。

内容につきましては、現在、展開をしております地域ICTの事業でありますけれども、現在、ご承知のように児童の登下校時における安全の確保、それから高齢者の健康増進と安否確認、防災行政無線の補充ということで現在事業を展開中ではありますが、これらを現在、個々にやっておりますけれども、一元的に運用するために新たに暮らし安心のネットワークということで、システムを一元化するための事業を、総務省の今回の補正予算に採用していただいて展開をするという考えでおります。なお、この事業費につきましては全額国からの委託金で事業を実施することといたしております。

以上です。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 固定資産税の客体整備業務委託費というのはわかったんですが、路線価を採用するという方向でいきますと、固定資産の資産価値が下がっていけば当然それに応じて固定資産税額もそれ相応に変化するというふうな理解でいいのかな。その辺をもう一度確認したいと思います。

それと、今の総合政策課長の説明よくわかりましたが、そうしますと、この難視聴対策費は携帯電話で700万円ということですが、一番裏のページではこのうち231万円しか出ていませんが、それ以外はどういうふうになっているのか。これは今までやったこういう事業の総額というふうに見たほうがいいんですかね。その辺もう一度ご説明をいただきたいと思います。

先ほど質問が漏れてしまいましたが、20ページの教育費のスポーツ振興団体助成費というのが3万円載っていましたが、これはどういう団体に助成費を払うのか説明をいただきたいと思います。

あわせて平成21年度の市後期高齢者医療制度特別会計補正なんですけど、平成20年度の人間ドック検診事業にかかる一般会計の繰入金金の精算に伴う一般会計繰出金ということでございますが、平成20年度、人間ドックは何人実施されたのか。また、平成21年度についてはどのような数字なのか、あわせてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 税務課長羽石浩之君。

○税務課長（羽石浩之君） ただいまの路線価によって価値がどう変わるかということでご

質問がございました。土地は今でも鑑定士が入っておりまして土地を評価してございます。したがって、路線価によって急に評価が高くなる、また、路線価によって急に評価が安くなるということは今まで路線価を導入した市町村からしても、そういうことはございません。多少は評価は違うことがありますが、そんなに大きく変わるということはありません。

以上です。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 難視聴対策関係であります。内訳は工事請負、工事を実施するにあたりましての委託料がございまして、それと、アンテナ部分については備品購入になりますので、これらを含めまして設計委託、工事費、アンテナの備品購入費を含めての706万7,000円という内訳になるわけでありまして。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 教育費のスポーツ振興団体としてということでございまして、内容につきましては栃木サッカークラブに対する後援会の負担金でございまして、サッカークラブを支援する後援に入るとということで、当市のまちづくりに対応したいということで後援会に入ったための事業費負担ということでご理解ください。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 市民課長高橋 博君。

○市民課長（高橋 博君） 後期高齢者関係の人間ドック、健康事業の実績等でございますが、当初24年度100名を予定しておりました。実績につきましては人間ドックが41名、脳ドックが23名、計64人でございます。これらの補助につきましては、7割負担で2万6,000円を限度ということで、人間ドックにつきましては41名掛ける2万6,000円の補助を出しております。

脳ドックにつきましては、ただいま申し上げましたように23名で、単価が2万5,000円ということでございまして、それらの精算に伴う事業費が減額になったということで95万8,000円を一般会計の分に戻し入れするということでございます。

以上でございます。平成21年度も一応100名ほど予定はしております。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 一般会計補正について4点伺いたいと思います。まず、1点目は13ページ、款2の総務費の2目に賦課徴収費2,988万1,000円とございますけれども、この内容について伺いたいと思います。

続きまして2点目は、16ページ、款6の農林水産業費、6目の農業施設費、都市農村交流

施設運営費37万5,000円とありますけれども、これの具体的な内容についてもご説明をいただきたいと思います。

続きまして3点目は17ページの款7の商工費、これの5目の観光施設費、観光物産センター運営費18万8,000円、山あげ会館運営費10万6,000円とありますけれども、これは指定管理料の中に含まれているものにプラスという形なのか。それとも、観光協会のほうの補助金のほうの事業などに関する部分についてのプラスなのか、その辺の内容についてお伺いしたいと思います。

あわせて龍門の滝周辺施設管理費というのが、間1行置いてございますけれども、これが31万8,000円、これは当初の計画に何を追加された管理費なのであるかということについてもお伺いいたします。

続きまして4点目、19ページでございます。款の10の教育費、学校管理費の中で小学校管理費211万円、江川小学校費21万5,000円とあるんですが、これはこの前の臨時議会のときに私が江川小学校の側溝の問題を取り上げまして、その辺の要望が出ているのになぜ二次緊急経済の部分で予算に入れていただけなかったのかというような質問をしたら、後でそれは予算に組み入れていきたいというようなご回答をいただいたと記憶しております。この小学校管理費の中には、そのほかの小中学校の要望もありますけれども、その辺の学校から出ている要望に対して対応した補正額なのかどうか。それについても伺いたい。

以上4点について伺いたいと思います。

○議長（水上正治君） 税務課長羽石浩之君。

○税務課長（羽石浩之君） それでは、13ページの賦課徴収費の2,988万1,000円の内容についてご説明申し上げたいと思います。まず、事業費でございますが、平成24年度の土地評価替えに伴いまして、今回、図書購入費ということで4万9,000円を計上させていただきました。

13の委託料2,889万2,000円でございますが、その中の2,850万円については先ほど言いましたように固定資産税の課税客体の整備事業、ことし航空写真を撮るということで入っております。

そのほかについては、家屋評価システムの増設料ということで、けれども現在、家屋評価していたものをパソコンのほうで入力します。そのパソコンのほうは2台しか今使えない状況になっております。しかし、5人がいて2台ということで使っておりますので、どうしても2人だけに事務が集中してしましまして残業もふえてしまっているということで、5人でできるようということで3台増設ということで9万2,000円がその中に入っております。

それと同じくレンタル料ですね。使用料及び賃借料は先ほど言いました家屋評価のシステム

のレンタル料ということで15万2,000円がまた新たにかかってくるということでございます。

備品購入費であります。これも課税客体整備事業に伴いまして、やはりデスクトップのパソコンとレーザープリンターが必要だということで77万8,000円を計上しております。

以上です。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 農業施設費の事業費の37万5,000円の運営費についてお答え申し上げます。本件につきましては、ふれあい交流体験施設、観光いちご園でございます。これの10棟のハウスへ給水している給水管が調査の結果、15ミリ、20ミリとばらばらに布設されております。このため水圧が一定でございませぬので、その布設替を行うものでございます。平成8年の開設以来、応急応急で修理してきた経緯がございまして、また埋設地も大変浅うございますので、このような修理に及ぶということでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） それでは、観光施設費につきまして説明を申し上げます。観光物産センター、山あげ会館、いずれも指定管理施設以外の部門でございまして、物産センターにつきましては2階の厨房の部分、換気扇が老朽化のために壊れているということで、かなり音も出ておまして、老朽化のために修繕が必要になっております。

それから、山あげ会館の部分でございまして、これも先ほど言いましたように指定管理施設以外でございまして、現在、あすなろ作業所でパンの工房を行っております。ところが、排水の部分の水があふれてしまっている。勾配がよろしくありませんので、この勾配をやはり食品をつくっているところでございますので、この改善を行うために修繕を行いたいと考えて、今回、補正としております。

それから、龍門の滝の周辺でございまして、これはいずれも公衆便所、龍門の滝の前に芝生の公園がございまして、そちらのブロアーが壊れておまして、これは早急に直さなければいけませんので、今回の補正とさせていただきます。

それから、滝の下にちょうど左岸になりますが、水辺公園がございまして、そちらの男子便所の小便器が破損のために壊れておりますので、これらの修繕もしておきたいということで、今回の補正となっております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 19ページの教育費関係であります。小学校管理費に

つきましては、各小学校の3校分のいろいろな要望がありまして、この中には江川小学校の非常階段部分、境小学校の部分、荒川小学校の部分、この3つの部分を含めて211万円、江川小学校は別途になっていますが、これはスクールバスのほうが事業費で単独になっておりまして、それらの修繕が入っておりますので、このように分かれて出ておりますが、各学校の要望に応じて予算措置をいたしております。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 第1点の市税賦課事業費については今、ご説明がございましたので、了解いたしました。

それから2点目に質問をさせていただきました都市農村交流施設運営費は、今の課長の説明によりますと、いちご園の給水管がばらばらだった。これを整備するためだということなんです。やはりこれもこの前の第二次緊急経済のときにも、いちご園の480万円が出てきたと思うんですが、こういうものに対しても今年度の春に新たに指定管理の契約を結んだわけですから、そのときにやはりきちっと対処すべきことなのかなと。ちょっとだったら、この前の二次緊急経済支援の基金を出してきたり、また今回の補正で出してきたりするのではなくて、もうちょっと当初に精査をして出す。あるいは検討すべきものなのではないかというふうに思っております。今後できればこういうことのないように、ぜひお願いをいたしたいと思っております。

それから3点目の観光施設費、これは観光物産センター運営費は2階の換気扇が壊れているということがございます。2階は、めん太郎さんの部分ですね。そうすると、指定管理とはちょっと外れてくるかと思っておりますので、これも了解をいたしました。

山あげ会館の運営費も、これはパンをつくっているほうのあれですか。それとも、ちょっと私も答弁を聞き漏らした部分があるんですが、排水の修繕だというふうに聞いたと思うんですが。これは金額的に指定管理の契約を結んでいる場合には、幾らまでの金額の場合には指定管理者のほうの負担とか、そういう部分と絡んでくるのかどうか。その辺について再度お伺いをいたしたいと思っております。

それから、龍門の滝周辺の施設管理費につきましては了解をいたしました。

4番目に質問をいたしました小学校の管理費につきましても了解をいたしたいと思っております。

今、伺いました3点目の山あげ会館の運営費の排水管の修繕について、聞きもらした部分もあろうかと思うんですが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） あすなる作業所で今、パンを一生懸命つくっておりますが、ここは指定管理施設の範囲には入っておりません。ですので、あくまで市の施設の範疇になり

ますので、こちら、先ほどのめん太郎さんと同じように市のほうで修繕をするということで、今回の補正となっております。

以上でございます。

○3番（久保居光一郎君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかにございますか。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 3、4点お伺いします。

まず、10ページの林業費補助金、歳入のほうなんです、200万円弱減額になっていきます。これは16ページの歳入のほうと合わせてトータル400万円、元気な森づくり推進事業、県からの減額だということなんです、各市町村ともこのように減額されているのかどうか。当市の働きかけが弱かったのかどうか。その辺のご返答をお願いします。

それと11ページ、款16財産収入、不動産売り払い収入、この内容とどこの物件なのか、詳しく説明願いたいと思います。635万3,000円。

次に17ページの商工費、5目観光施設費、観光物産センター運営費、この2階の部分は指定管理者以外の部分だと思うんですが、6月までで営業をやめるという話をちらっと聞きまして、7月からは8万円の管理費が一举に1万円に下がったというようなことも聞いておりますが、事実なのかどうかお聞きしたいと思います。

以上3点です。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 元気な森づくり推進事業関係についてお答え申し上げます。

これは昨年度から賦課されました県民税、正式にはとちぎの元気な森づくり県民税でございます。これの配分について最終確定が来たもので減額するものでございます。なお、この事業につきましても、県と市町村の相互で実施しているものでございますが、この取り分につきましては県が全体の約62%、県は奥山林をやるわけでございます。市町村は里山林ということで、鳥獣害の防除もございしますが、あわせまして38%程度を市町村がやるわけで、その事業費の配分が確定されてこのように400万円の減額になったということでございます。なお、平成20年度もこの元気な森づくりでは約500万円弱の事業ということで、事業費がそれほど伸びなかったということでご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（水上正治君） 都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） それでは、財産収入、土地売り払い収入の件につきましてご説明いたします。

まず、物件でございますが、鴻野山小倉線の一角でございます。場所的には東宇都宮カントリークラブの入り口の反対側でございます。事業の内容につきましては、この箇所については道路の整備ということで、道路敷地外に平成17年度事業、これは合併特例債事業でございます。この事業で道路買収をした際に、土羽も必要であるということでその部分を余分に買収しております。その後、本年度6月と記憶しておりますけれども、地権者から土地一体を利用した福祉施設をそこに造成したいという具体的なお話がございました。

そういうことございましたので、当初、土羽の予定地として買収した土地でございますけれども、そういう具体的な計画が出てまいりましたので、土羽用地として市としてその土地を保有している理由がないということで、内部で相談した結果、そういう結論に至りました。したがって、ここを買収した土地を地権者に買い戻していただくということで、その経費でございます。

内容的には、その買収した経費に合わせまして、合併特例債事業で実施しておりますので、その分の特例債借り入れに伴います利息分と、土地の一部に市の経費で土を一時借りおきをして土を持ってきたということがございますので、この経費を合わせたものを一括地権者に買い戻していただくという内容でございます。

以上答弁を終わります。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） 物産センターのめん太郎の質問がございましたが、それについてお答えいたします。

当初、平成20年度は月8万5,000円の賃料をいただいております。現在は1万円になっております。これは収入の状況、非常に経営が厳しいということで、後日、決算の絡みで出てくるんですが、私どもに収入がございません。収入未済になっております。そういった状況も考えまして、当初せっかく大金駅前、下が観光協会の施設になっておまして、施設が衰退するのはいかんとも観光客誘客の観点からも視点を変えまして、そういった要望、それから今後どういった支払いをして経営を立て直していくかということも勘案いたしまして、現在1万円となっております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） まず、元気な森づくり推進事業、市町村の交付金が減額されたということです。これは去年も茂木町、たしか3,800万円ぐらいの交付金が出ていると思うんですよね。私どもも当市も奥山、里山比較しましても、山林と言われるものについては差がないんですよね。もう少しやはり県に対して頑張っていただきたいと思います。

この事業費を持ってくることによって、当市に落ちるお金があることですから、それが結局シルバーさんを頼んだり、いろいろな失業者の方を頼んだりして、里山の整備もできますし、残った材料についてはシイタケ木とか、たきぎとかいろいろな面で使えると思いますので、せっかく1人700円も払っている税金、もったいないと思いますから、ぜひもうちょっと頑張ってくださいと思います。これは答弁は結構でございます。

その次、今、財産収入の件なんですが、鴻野山小倉線の市道の部分ですね。平成17年に道路として買い上げたということと、もう一つはスロープがあるから土羽の部分の土地も買ったんだということだと思うんですが、これは一般的に1回売ったものをまたさらに戻していただくというようなことは、実際どこの市町村でもないようなことだと思うんですね。

それで、この件に関してはちょっとその辺の資料を出していただきたいと思うんです、後日で結構ですから。どこの部分を買って、どこの部分が買い戻したんだということですね。そのことをまずお願いしたいと思います。私は総務委員なものですから、特別つついたことは常任委員会のほうにいくと思うんですけれども、その辺のところをやはり明確にされないと、こういう不明瞭、不適切なことをやっていること自体が、私から見ればもう本当におかしなことだと思いますので、ぜひ詳細な図面等を出していただきたいと思います。

次に17ページの観光物産センター部分の2階の部分ですね。平成20年までは8万5,000円だったものが、だれがこういうふうに急に1万円に決めたのか。市税が入ってこなくなるわけですね。それともう一つ、一般的に考えれば、だれがどう考えても8万5,000円のもの1万円にするのであれば、やはり再募集をすべきなんです。6万円とか5万円とかという数字で1回区切ってですね。

それともう一つは、これは6月ということは新年度になって3カ月たって、もうギブアップだということなんです。いかにその職員の方が動いていないのか。やはり商工観光課としてまちの施設を使ってそういう事業をやっている方、営業している方についてももう少し足を運んでいただいて、現状どうなんだと。苦しいんだということの調査もやはりしてほしいと思います。3カ月で倒れる。4月、5月、6月でもう新年度に入ってすぐもうだめなんだなんていう声は私は聞いてはいけないと思いますし、その前に3月までにそういう声をずっと聞いていて、4月からその6万円にするよとか、その場合も新たに募集して、そういうやり方がやはり開かれた市政ではないかと私は思うんです。

実際、この欠損金はどういうふうに処分するのでしょうか。だれが決めたのでしょうか。それと、市の施設をこういうふうに勝手に利用料金を変えていいというような規則はあるんですか。その辺もちょっとまとめて答弁いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） 財産収入につきましては、松本議員ご指摘のとおりでございます。一度買収した土地は売り払いをしたケースは今までもございません。したがって、松本議員ご指摘のように、図面提供のもとに詳細に説明したいというふうに考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） 先ほどの施設の利用料の関係でございますが、これにつきましては利用料条例がございます。それに基づいて、本来評価額に対して算式がございまして、今ですと8万5,000円になります。ただ、そういった中で、利用料金の例規を持っていないので大変申しわけないのですが、利用料もしくはその金額を変更することができるという項目があったような気がいたしておりますので、ちょっと今、規定条例のあれを持ってきておりませんので、大変申しわけございませんが、それは後で報告させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 市道の件はそういうことで都市建設課長にお願いしたいと思います。

商工観光課長の答えですと、よくわからないところがありますものですから、とんでもないことを勝手に決めているというのは、これは一般市民から見ればそのようにとられると思います。8万5,000円のものが何で一遍に1万円になってしまったのか。これはだれが見ても納得できないと思いますので、ちゃんときちんとしたものを出すべきだと思います。市長、何かありますか、市長の答弁を。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） それでは、松本議員の質問についてお答え申し上げたいと思います。

先ほど商工観光課長からお話がございましたように、前年度の使用料も未納になっているわけでございます。一時、めん太郎さん、撤退も含めて商工観光課のほうに相談に来たわけでございます。また、未納になっておりますので、再三督促と申しますか、そういうことでうかがっていたわけでございますが、観光物産センターの上の駅前でございまして、またそういった食堂面も必要だろうということも含めて、めん太郎さんから強い要望がございまして、したがってその要望におこたえした中で8万5,000円が1万円になった。

そういうことでないと、今の計算上、赤字経営で生活できないんだ。めん太郎さんから強い要望がございましたので、その中でじゃあ、1万円で作れるのか、5万円で作れるのかという話もございましたが、今の段階ではそういう金額しか支払えないんだと。そういった経過がございまして、要望があつて1万円になったということもひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時03分

○議長（水上正治君） 再開します。

ほかにごいませんか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 4、5点質問を申し上げます。

まず、予算をつくるほうの課長にお願いしたいと思うんですが、歳入の説明欄にある事業名とそれがイコール歳出の説明にある事業名が同じかというのと、全く想像もつかないような事業名になっているのが幾つもあります。なぜこれが同じような事業名にならないのか。私はこのことは前にも再三再四申し上げます。しかし、決してこれが改善されません。なぜできないのでしょうか。

例えば、1つ申し上げますが、衛生費のほうで感染症予防事業費補助金というのがあるんです。これが歳出のほうでは健康増進事業費となっているんですね。多分302万6,000円、同じ額が載っていますから、これがイコールこの歳出になっているのかなと想像はつくんですが、想像でなくて我々審議する中で、もっとわかりやすいような説明をしていただきたいと思っています。

例えば先ほど久保居議員が説明を求めたように、農林関係の都市農村交流施設運営費とありながら、実はいちご園の配管工事の修理費なんですと。これも極めてわかりません。質問をし、説明を聞いて初めてわかる。もっと我々議会議員にわかりやすいような説明をぜひお願いしたいと思います。

あと2、3点お伺いしたいと思います。歳入欄の10ページの10款の総務費国庫補助金、合併市町村補助金として3,550万円あがっております。これまでにはない初めての予算ではないかと思いますが、これはことし限りなのでしょうか。これからも継続して交付されるのか、これをまず1点お伺いしたいと思います。

それと、今度は10ページの一番下に商工費県補助金とありますね。これにふるさと雇用再生特別事業補助金が592万1,000円載っておりますが、これは歳出のどこにあるのでしょうか。商工費のほうにはこの592万1,000円の歳入が載っておりません。このことについてご説明をいただきたいと思っています。

3点目は、17ページの頭のほうの商工費です。ここの商工業振興費の中で先ほど市長の説明ですと、商工振興対策費として1,000万円を計上してありますが、これはいわゆるおま

けつきの商品券のうちの市の持ち出し分だというような説明があったかと思いますが、今回はどのような方法で商品券の発売をするのか。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、水道担当の課長に申し上げますが、水道の予算書の水道事業会計予算に関する説明書というのがあります。この2ページを開きますと、ここに金額が羅列してありまして、一番右側に備考とありますが、ここにこれだけの空白の欄があるんですから、この歳入または歳出の名称について入れてくれませんか。どうも今までは入っていません。ぜひこれから我々議會議員が読めばわかるような予算書にさせていただきたい。

以上です。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 補助金の名称と補助金が歳出のどこにあるのか、ちょっとわかりづらいということではありますが、確かにわかりづらい面もあるかと思いますが、補助金等については当然、国あるいは県の補助金等の規則に基づいて補助金の名称が決まって交付されてきておりますので、歳入については、ずばり国、県のほうからの補助名称を使って歳入として受け入れております。

歳出の関係で申し上げますと、款、項、目、節までは自治法上である程度決められているかというふうに思っております。ただ、今、ご指摘のようにわかりづらいということではありますが、例えば先ほどご指摘がありました保健衛生費補助金で、これはどこに入っているかちょっとわかりづらいという指摘がありました。保健衛生費の補助金ということになれば、歳出では第1款の議会事務局から始まりまして順次これも自治法上で定められているのでありますが、衛生費がございまして、ですから衛生費のこの辺に入っているのではないだろうかというふうな予想は多分皆さんされるんだらうと思ひますけれども、この補助金の事業がじゃあ、どこなんだということになりますと、確かにわかりづらい面もありますので、当初予算は電算システムの関係もございまして、すべてがこの補助金と同じ歳出の事業名にできるかといいますと、ちょっと技術的に難しい部分もありますが、なるべく補正予算等において歳入の補助金が歳出でここに入っているというふうなわかりやすいような表示ができれば、していきたいなというふうに考えておりますので、検討していきたいと思っております。

合併補助金につきましては、国からの合併補助金ということで限度額が3億円でございまして、これは合併期間10年間の間に3億円を受け取れるということになっておりますが、既に平成18年に1億8,000万円、平成19年度に1,800万円をいただいております。今回、3,550万円を申請をして、この補助金を受けることといたしてございまして、残りが3億円から今日までの交付額を差し引いた残り6,650万円ほどになるかと思ひますが、これにつきましては平成22年度以降、申請をして、この補助金を3億円全額を交付受領していきたいと

思っております。

ふるさと雇用再生特別事業の592万1,000円の関係であります。一番最初に平塚議員の質問にもお答えしたかと思いますが、13ページでございます。13ページの総務費の10目、情報政策推進費です。説明欄、地域ICT利活用モデル構築事業ということで、この事業についてはコールセンターを設置する予定にしております。

○17番（中山五男君） その内容はわかりました。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） それでは、商工振興対策費につきまして説明申し上げます。これは5月に商工会で行われましたプレミアム商品券の販売事業の第2弾として今回補正をさせていただいておりますが、前回同様プレミアム分1割の上乗せ、そういった事業で展開をしたいということで商工会のほうから事業の計画がございます。

販売の時期につきましては、12月の中旬ごろを予定しているということでございます。今、鋭意その準備を進めているということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 上下水道課長栗野育夫君。

○上下水道課長（栗野育夫君） 質問の件でございます。ご意見はごもっともと考えております。私個人にとっても4月に参ったんですけれども、この内容では事業内容等を把握できるとは考えられませんので、次回からできるものにつきましては備考欄を活用させていただきまして、皆様にご理解いただけるように改善に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 再度申し上げますが、我々が見てわかるような予算書にぜひお願いしたいと思います。この予算書を見ますと、議会議員に対して故意にわかりづらくしているのではないかと、そのようなところが感じないわけでもありません。ぜひこれからだれが見てもわかるような予算説明にさせていただきたいと思っております。

先ほど私、商工費の補助金で592万1,000円ありましたね。この商工費の補助金ですから、当然支出のほうも商工費にあるのではないかとって質問したところ、全く別なほうの総務費のほうでこれを使っているんですね。これじゃあ、とてもわからないですよ。こんなところも同じ名称か何か使っていただければ、あっ、これがこれなんだなというのがわかるんですが、ぜひその辺のところもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それと、例のプレミアム付き商品券の件なんです。前回の一般質問の中で申し上げたんで

すが、第1回目の商品券の発売、これを買うことができたのは住民のおよそ1割ですね、恩恵をこうむったのが1割で、9割の住民の皆さんは1,000万円を税金から出しても、何ら恩恵をこうむれなかった。次回やるなら、その辺のところは工夫すべきではないかというような質問を申し上げましたが、商工観光課長、これはどのような方法かまだ具体的には案ができていないのでしょうか。これから商工会と協議に入るのか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） 現時点におきましては、商工会と詳細の詰めをしていないところが実情でございますが、ただ、商工会としては前回の約1週間程度で完売したという部分がございますから、確かに議員ご指摘のとおり、前回はトータルで1,300名の方に販売したような数字だったと思います。1件当たり約7万6,000円、ただ、購入していただいた方に、私も現場のほう何日か立って見たんですけれども、どちらかというとお年寄りの方とか、そういった方が非常にたくさん見受けられたのが印象に残っております。ただ、先ほど言いましたように、今後そういったご意見も商工会の中で反映できるかどうかわかりませんが、私のほうからもこういったご質問があった中身を踏まえて、検討していただければという部分は非常に、商工会のほうでは基本的に事業を進めることとなりますので、幅広く本当はいけばいいんですが、いかんせん販売も長時間にわたって販売するということになるとなかなか資金の回収といった問題も出てきますので、その辺が商工会の頭の痛いところで、前回は1人当たり10万円、そういった形で上限を設けまして販売した経緯があったのかなと思います。

以上でございます。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 先ほども出ましたが、土地の売り払い関係の収入ということで、市道用地の買収したものの戻しの話なんですけれども、平成17年ということですから、当然農地だったと想像されるんですけれども、その間において市道用地ということで農地転用の手続きとかがなされたのか。逆に今度はその逆の手続きですね、これらがきちんとされたのか。あるいはされなかったのか。それに絡んでトラブル等はなかったのか。農政課長かな、農業委員会のほうだから。その辺の経過とご説明をいただければと思うんですが、お願いします。

○議長（水上正治君） 都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） ご質問の土地でございますが、土羽用地として買収した土地が3筆ございます。そのうちの1筆が農地、田んぼのまま買収をいたしました。その後、先ほど松本議員のほうに説明したとおり、買い戻しの話がございましたので、その農地の部分を

地目変更いたしましたして、それで普通財産に振り替えました。したがいまして、本日、議決後、その財産を地権者に所有権移転をする。その準備の段階までは進んでおります。

以上です。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 農業委員関係の件について経過報告申し上げます。7月の農業委員会総会の議案にはなったのでございますが、継続審議ということで保留となりまして、その後取り下げが出て、現在、そのままという状況でございます。

以上です。

○議長（水上正治君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） ちょっとわかりづらいんですが、3筆あった中の1筆が農地だった。今度戻されるのは農地なんだか何だかちょっとわからなかったんですが、農地部分だったんですか。それと、農地だったとすれば、きちんと法的手続きをされて、あそこを通りかかって以前にもちょっと思ったんですが、残土的なものもストックされているような様子もうかがえたように感じるんですが、定かではなくて申しわけありませんが、そんなところに問題はなかったのかどうか。わかる範囲で説明いただきたい。

○議長（水上正治君） 都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） 農地として買収した土地につきましては地目変更いたしましたして、現在、雑地となっております。したがいまして、残りの2筆でも購入できたら雑地になっておりましたので、3筆全部雑地として売り払いをするということで今準備を進めているということでございます。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 経過報告を受けておりますが、7月の農業委員会の現地調査時には既に一部非農地と化していたという報告も受けてありまして、それで継続審議になったというような経緯でございます。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第7号までの7議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第11 議案第1号 一般会計補正予算について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第2号 国民健康保険特別会計補正予算についてであります。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第3号 老人保健特別会計補正予算について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第4号 後期高齢者医療特別会計補正予算についてでありますけれども、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第5号 介護保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第6号 簡易水道事業特別会計補正予算についてでありますけれども、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第7号 水道事業会計補正予算についてでありますけれども、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時36分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第18 議案第13号 那須烏山市決算の認定について、並びに日程第19 議案第14号 那須烏山市水道事業決算の認定については、いずれも平成20年度決算でありますので、一括して議題としたいが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

◎日程第18 議案第13号 那須烏山市決算の認定について

◎日程第19 議案第14号 那須烏山市水道事業決算の認定について

○議長（水上正治君） 日程第18 議案第13号、日程第19 議案第14号の決算の認定についてを一括して議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第13号、議案第14号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成20年度那須烏山市一般会計及び特別会計決算の認定についてであります。概要を申し上げます。合併後のまちづくりは事務事業の一体化と旧町の枠を超えた市民の融和融合を図りながら、行財政集中改革プラン及び新市建設計画に基づき推進をしてきたところであり

ます。平成20年度からは、みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくりを理念とする那須烏山市総合計画がスタートをし、本計画に掲げた重点戦略の実現を目指して各種事業の展開を図っているところであります。

このような中で、本市の平成20年度決算は、歳入における市税収入は米国の震災を震源とする世界的な経済金融危機が発生をし、地域経済の後退が顕在化をして、法人税割が減になったものの、最小限の影響にとどまったところであります。

また、地方交付税は地方再生対策費の創設に伴い増額となりました。また、市債につきましては、学校統合整備及び市道の新設、改良事業の実施により合併特例債が増額となりました。今後とも財源の確保には一層努力をしてまいり所存であります。

一方、歳出面におきましては、合併関連経費の確保や、少子高齢化に伴う扶助費や繰出金の増、さらには公債費の増嵩などにより引き続き厳しい財政運営を強いられております。

しかしながら、住民に身近な行政サービスを提供する行政の役割は一層重要となり、公平で安心な行政サービスを維持、向上を目指すにあたり、保健、福祉、医療への対応、さらには地域経済の活性化や雇用の創出など、地域の課題にも積極的に取り組むことが求められています。

このため、平成20年度は昨年に引き続き、那須烏山市としての一体感の醸成と均衡のある発展を図るための合併関連事業を積極的に実施をするとともに、定住促進、企業誘致対策、少子高齢化対策及び生活保護などの福祉の充実、学校耐震化対策事業を中心とした教育関連事業などに重点的に取り組み、市民の要請に的確に対処し、一層の市民福祉の向上に努めたところであります。

また、百年に一度とも言われる危機的な世界経済金融情勢の対策として、緊急経済対策本部を設置し、財政出動による生活支援及び企業支援等のための市緊急経済対策実施計画書を策定して実施をしてきたところであります。

平成20年度一般会計の決算状況であります。歳入総額114億8,615万7,289円、歳出総額110億8,297万9,290円、歳入歳出差引額4億317万7,999円、翌年度へ繰り越すべき財源5,287万6,000円、実質収支額3億5,030万1,999円、決算処分として財政調整基金への積立額2億円、平成21年度への純繰越金1億5,030万1,999円、また予算額に対する収入済額は94.8%であり、支出済額は91.5%となっております。

歳入について申し上げます。市税は31億9,749万3,000円となり、前年度と比較いたしますと2,310万1,000円、0.7%の減となりました。昨年末からの未曾有の世界経済金融危機の影響に伴い、市民税が減収となったことが主な要因であります。

地方譲与税、自動車取得税交付金は、暫定税率廃止の影響により、また、地方消費税交付金

は景気低迷による減額となりました。地方交付税につきましては、国の総額が対前年比で1.3%増加したことによりまして、特別交付税の市町村合併包括分等の経費の算入減はあるものの、平成20年度地方交付税は39億8,910万5,000円となり、6,676万2,000円、1.7%の微増となりました。

本市は合併団体のために、10年間の特例措置として一本算定と合併算定替を比較して有利な額が交付されていますが、地方交付税は毎年削減されており、今後もこの傾向が続くものと危惧をいたしているところであります。

国庫支出金は新たに地域ICT利活用モデル構築事業委託金2,353万7,000円、地域活性化生活対策臨時交付金の一部7,159万8,000円及び道整備交付金が9,000万円の増額になったものの、合併市町村補助金1億9,800万円の皆減により減額になりました。県補助金は市町村合併特例交付金1億6,600万円の皆減や畜産基盤再編総合整備補助金1億8,366万1,000円の減に伴い大幅な減額となっております。

財産収入は、初音地内市有地売り払い8,400万円がございしますが、前年度において東京都調布市の市有地売却がありましたことから、大幅な減額となっております。

繰入金は老人保健及び介護保険特別会計並びに富士見台工業団地基金からの繰入となっております。

市債は総額13億5,577万9,000円で、主なものは合併特例債、臨時財政対策債、辺地対策債などであり、新規の公的資金、補償金免除、繰上償還の実施に伴う借換債2億30万円及び旧野上小学校改修事業並びに追加の市道整備事業に伴う合併特例債の増に伴う4億7,946万8,000円、54.7%の増と、大幅増額となっております。

次に歳出であります。主なものは、2款総務費において、新規に地域ICT利活用モデル構築整備事業や定住促進対策事業を実施をしましたが、市総合計画及び地域情報化計画の策定事業及び南那須庁舎改修事業終了により減額となりました。

3款民生費は向田保育園移設整備事業、独居高齢者等に対する高齢者福祉タクシー事業及びこんにちは赤ちゃん祝金支給事業を新たに実施するとともに、こども医療費助成につきましてはこれまでの小学3年生までを小学6年生までに拡大するなど、子育て支援対策を積極的に推進いたしました。

4款衛生費の主なものは、水道事業会計繰出金、塵芥・し尿処理費、病院費などの広域行政事務組合負担金、浄化槽設置整備費及び健康診査事業費などであります。

6款農林水産業費につきましては、新たに元気な森づくり推進事業及び強い農業づくり事業を実施いたしました。大幅な減額は畜産基盤再編総合整備事業や塩那台地土地改良事業負担金の事業終了に伴うものであります。

7款商工費は、企業誘致推進のための企業立地奨励金制度を新たに実施をし、また、市融資制度の拡充を図り、地元企業、商業経営の支援を実施をいたしました。観光施設は指定管理者制度により、効率的な管理、運営に努めました。

8款土木費においては、地域住民の生活基盤の充実を図るとともに、合併後の市民の一体感の醸成に資するために、合併特例債を活用した野上愛宕台線、鴻野山小倉線、都市計画街路公園通り線、田野倉大金線など引き続き実施するとともに、新たに2路線を追加し14路線を辺地道路整備事業として田野倉曲畑線を実施いたしました。また、道路維持整備費やふれあいの道づくり事業に危険箇所対策、舗装復旧、側溝整備を実施し、安心・安全な生活基盤整備に努めました。

9款消防費は、消防車購入や防火水槽、消火栓設置など、消防施設の整備を図り、市民の安心、安全対策に努めたところであります。

10款教育費は、新規事業であります教育特区推進事業として小学校から中学校までの一貫した英語コミュニケーション科の導入とすべての小中学校にAED配置を行いました。奨学基金につきましては、貸付方式から給付方式に制度変更を行い、就学援助の充実を図ったところであります。また、烏山小学校、中学校体育館改修に伴う実施設計に取り組むとともに、あわせて学校施設耐震化推進計画を策定いたしました。引き続きサタデースクールや小学校低学年支援のため非常勤講師を配置するなど、教育環境の整備を重点的に推進してまいりました。地域住民の交流、学習の場整備事業として、向田公民館を野上小学校へ移設をいたしました。長者ヶ平遺跡が本市初の国史跡に指定されました。

12款公債費は、元利償還金16億100万8,000円となっております。このうち、2億5,231万9,000円は公的資金保証金免除繰上償還を実施したところであります。この制度は平成19年度から平成21年度までの3年間の臨時特例措置であり、平成4年5月までに借り入れた金利5%以上の財政融資資金貸付金を償還し、低利率の民間借換債による金利負担の軽減に努めたところであります。

そのほか、3月31日現在の那須烏山市の公有財産であります土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金の残高状況等につきましては、決算書に附属資料として添付をいたしました財産に関する調書及び行財政報告書のとおりであります。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明を申し上げます。

国民健康保険の運営は年々厳しくなっておりますが、国民健康保険財政の健全な運営に意を用いながら、地域住民の医療の確保と健康増進のために努めてまいりました。平成20年度の平均世帯数は5,166世帯、平均被保険者数は1万67人であります。

国民健康保険特別会計は、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございます。事業勘定か

らまず申し上げます。歳入決算額34億3,691万4,199円、歳出決算額32億4,932万9,852円であります。歳入歳出差引残額は1億8,708万4,347円であります。このうち1億円を国民健康保険財政調整基金に積み立てをいたしております。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金であり、歳入の主なものは国民健康保険税、国、県支出金、前期高齢者交付金及び繰入金等であります。平成20年度には国民健康保険税の税率改定を行い、国民健康保険財政の健全運営を図ってまいりました。今後も厳しさを増す中で、国民健康保険税の収納率向上対策や医療費適正化の推進になお一層の努力をいたし、健全な運営を図ってまいる所存であります。

次に、診療施設勘定でございますが、歳入決算額は1億61万7,177円、歳出決算額は9,734万9,633円、歳入歳出差引残額は326万7,544円でございます。診療収入につきましては、前年度との比較でも7.9%の減額となっており、受診者数につきましても8.2%の減少となっております。

診療所は地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大なるものがありますので、各位のご理解とご協力を賜りながら、健全な運営に努めてまいる所存であります。

なお、本案は、過般の那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

続きまして、熊田診療所特別会計についてご説明を申し上げます。熊田診療所の運営は、独立採算の姿勢を堅持し、地域医療の充実を第一に健全経営に努めてまいりました。平成20年度の決算額につきましては、歳入決算額が5,401万9,882円、歳出決算額が5,200万3,044円、歳入歳出差引額は201万6,838円でございます。このうち100万円を熊田診療所運営基金に積み立てをいたしております。

診療収入につきましては、前年度との比較で17.1%の減額、受診者数16.2%の減少となっておりますが、へき地診療所としての地域住民への果たす役割は大きく、今後とも経営努力を行い、健全な運営ができるよう努めてまいる所存であります。

続きまして、老人保健特別会計につきご説明を申し上げます。平成20年度は老人医療制度が後期高齢者医療制度に移行したために、平成21年3月診療分の医療給付費等の支払いと清算業務関係の予算執行となりました。

平成20年度の決算額につきましては、歳入決算額が3億5,750万7,175円、歳出決算額が3億2,484万6,534円、歳入歳出差引残額は3,266万641円でございます。歳出の主なものは医療給付費で、歳入の主なものは支払基金交付金、国庫負担金及び一般会計繰入金であります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明を申し上げます。平成20年4月1日

から施行されました後期高齢者医療制度につきましては、その運営にかかる事務を広域連合と市町が分担して行うように定められており、特別会計を設けて事務処理にあたり、今回が初の決算となっております。

平成20年度の決算額であります。歳入決算額2億5,578万7,690円、歳出決算額が2億5,210万1,767円、歳入歳出差引残額368万5,923円で、このうち翌年度へ繰り越すべき繰越明許費、繰越額が210万円あります。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金で、歳入の主なものは保険料及び一般会計繰入金であります。制度施行の初年度ではあります。保険料の納付方法や低所得者への軽減措置の拡大などについての制度の一部改正が行われるなど、迅速な対応がなされてまいりました。

今後も制度の円滑な運営を図るために、広域連合との連携を図り、広報周知、円滑な窓口対応に努めてまいりたいと思います。

続きまして、介護保険特別会計につきご説明を申し上げます。介護保険は第3期介護保険事業計画の最終年度として介護及び支援サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。平成21年3月末現在の要介護及び要支援認定者は1,263名で、前年同期比と比べて4.7%の増加となっております。そのうち、1,027名、81.3%の方がサービスを利用いたしております。在宅サービスの利用者が71%、施設利用者が29%という状況になっております。

決算額でございます。歳入決算が19億5,297万6,120円、歳出決算額が18億8,969万2,840円、歳入歳出差引残額は6,328万3,280円でございます。このうち、3,700万円を介護給付費準備基金に積み立ていたしました。また、予算額に対する収入済額は100.1%、支出済額は96.9%となっております。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国、県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。うち介護保険料の収入済額は3億2,817万4,343円、収入未済額は620万7,868円、収入率は98.1%でございます。国庫支出金、県支出金は介護給付費及び地域支援事業費にかかる負担金、交付金として交付をされたものであります。支払基金交付金は第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付されたものであります。繰入金は市負担分及び職員給付費を一般会計から繰り入れたものであります。

歳出の主なものは、総務費は職員の人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会共同設置負担金であります。保険給付費は介護サービス等諸費、低所得者の方を対象とした特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、介護予防サービス費等に支出をいたしております。地域支援事業費は介護予防事業費及び包括支援事業・任意事

業費として支出をいたしております。諸支出金は前年度実績による国、県等負担金返還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

今後も急速な高齢化とともに、保険給付費は増加すると見込まれますが、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健康で生き生きと暮らしていけるよう、地域支援事業の核となる地域包括支援センターを中心に介護予防事業の充実を図るとともに、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいり所存でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計について、ご説明を申し上げます。

農業集落排水事業につきましては、農村地域の生活環境の改善及び快適な水環境を保全するために、興野地区において平成12年1月に供用開始をし、以来、施設の適正な維持管理及び水洗化率の向上に向け努力をしております。平成20年度末現在の水洗化率は82.26%であります。

平成20年度の決算額につきましては、歳入決算額が5,866万7,718円、歳出決算額が5,625万3,938円、歳入歳出差引残額は241万3,780円でございます。歳出の主なものは建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等で、歳入の主なものは農業集落排水事業使用料、加入金、一般会計繰入金、市債等であります。

続きまして、下水道事業特別会計につきご説明申し上げます。下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質を保全する目的で、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用開始をされております。

以来、計画的に整備を進め、平成21年3月末で2地区あわせまして全体計画336ヘクタールのうち151.8ヘクタールの整備が終了し、整備率45.2%でございます。

平成20年度につきましては、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進等事業の推進に努めてまいりました。

平成20年度の決算額でございます。歳入決算額4億985万3,447円、歳出決算額3億9,550万1,368円、歳入歳出差引残額1,435万2,079円でございます。歳出の主なものは、水処理センターの維持管理費、管渠工事費及び建設事業に係る地方債の元利償還金等で、歳入の主なものは下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。建設改良につきましては、烏山地区において管渠築造工事、マンホールポンプ内ポンプ設備等を実施いたしております。

続きまして、簡易水道事業特別会計につき説明を申し上げます。平野簡易水道の上水道統合によりまして、給水件数、給水人口等が減少し、水道使用料が減少いたしました。向田簡易水道事業ほか3つの施設維持管理に努め、水道水の安定供給と生活環境の改善を図ってまいりま

した。

歳入決算額3億839万6,037円、歳出決算額3億383万4,601円、歳入歳出差引残額456万1,436円で行いました。歳出の主なものは、職員人件費、簡易水道施設維持管理費、水道整備費、市債元利償還金等で、歳入の主なものは水道使用料、加入金、一般会計繰入金、繰越金、繰上一括償還に伴う借換債等であります。

建設改良につきましては、大木須地内河川砂防工事に伴う送配水管の布設替工事と興野浄水場の取水ポンプ、送水ポンプの取替工事、向田浄水場の取水ポンプ取替工事及び増圧ポンプ取替工事を実施いたしております。

最後の議案第14号は、平成20年度水道事業会計の決算につき、ご説明を申し上げます。

経営面では水道料金の収納率が合併後最高となりまして、未納水道料金対策に効果が出てまいりました。また、昨年を引き続き、高利率の企業債の公的資金補償金免除繰上償還を実施をし、低利率の民間資金債に借換を行い、建設利息の軽減に努めてまいりました。

建設改良につきましては、八ヶ代地内配水管布設工事や愛宕台地内送配水管布設工事を実施をしてまいりました。また、老朽化施設更新のため、興野の第4取水場ポンプとこぶし台団地増圧ポンプの取替工事及び城東浄水場の取水流量計改良工事を実施し、配水管路網整備や老朽施設の更新を行い、水道水の安定供給に努めてまいりました。さらに、老朽化した城山配水池を廃止し、烏山市街地へ五郎山配水池から直接配水し、漏水防止に努めてまいりました。

その結果、3月末までの営業実績であります。給水件数8,690件、給水人口2万4,801人、有収水量254万9,276 m^3 、1日最大配水量1万515 m^3 となりました。

収益的収支につきましては、消費税抜きで水道事業収益5億7,856万3,259円、水道事業費用は5億6,351万7,096円で行いました。この結果、当年度純利益は1,504万6,163円の黒字になりました。

資本的収支につきましては、収入額6億3,771万2,652円に対し、支出額8億6,796万4,069円となりました。差引不足額2億3,025万1,417円で行いました。これらは過年度分損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上、平成20年度那須烏山市の一般会計、特別会計及び水道事業決算につきましてご説明を申し上げます。何とぞ慎重に審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員岡 敏夫君。

〔代表監査委員 岡 敏夫君 登壇〕

○代表監査委員（岡 敏夫君） 監査委員の岡でございます。監査につきましては、私と樋山監査委員で平成20年度の決算について審査をしてまいりました。私のほうからご報告を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、第13号議案の決算認定にかかる地方自治法第233条第2項の規定に基づいて、審査に付されました平成20年度那須烏山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金等の運用状況について審査をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げるところでございます。

お手元に配付されました資料に基づきましてご説明申し上げたいと思います。

まず、審査の期間と場所等については記載のとおりでございます。

審査の対象は、一般会計、8つの特別会計でございます。審査の方法につきましては、決算書あるいは関係書類、関係職員からの説明をいただきながら審査をしてきたところでございます。

その中身については、予算の執行の状況あるいは事務処理が法令に適切に対応されているかどうかということでございます。あるいは財政収支の状況及び財政運営の状況はどうであるかという観点に立って審査をしてまいりました。

決算の概要でございますが、各会計の一般会計、特別会計の決算の概要につきましては、ここに記載したとおりでございますが、各会計ごとの状況については、3ページの表のとおりでございます。4ページに入りまして、各会計ごとにご説明を申し上げたいと思います。

まず、一般会計でございますが、財政収支の状況でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は4億317万8,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源、すなわち繰越明許費にかかる部分でございますが、これが5,287万6,000円でございます。実質の収支額は3億5,030万2,000円となっているところでございます。なお、実質収支額のうち、地方自治法に基づきまして財政調整基金に繰り入れた額は2億円でございます。財政収支の状況はこの表のとおりでございます。

財政運営の状況であります。歳入については次ページの表のとおりでございますけれども、収入済額は予算現額に対しまして94.8%、調定額に対しましては84.9%という収納率になってございます。

収入済の主なものは地方交付税、市税等が大部分でございます。62.5%を占めているところでございます。収入未済額は、前年度と比較しまして大幅に増加してございまして、7億1,997万1,000円と増加しているところでございます。

収入未済額の内容を見ますと、主なものは市税あるいは固定資産税が大部分、91.1%を

占めている状況でございます。また、不納欠損額は3,739万4,000円生じておりますが、市税あるいは民生費負担金等でございます。なお、手続きにつきましては、市税は地方税法あるいは負担金は地方自治法に基づきまして適正に処理されているというところでございます。

6ページに入らせていただきます。歳出については、支出の状況を見ますと、主なものは民生費、公債費、衛生費、土木費等が大部分でございます。翌年度に繰り越しする額は8億676万3,000円というふうになってございます。歳出の款別の状況は表のとおりでございます。

地方債の状況につきましては、平成20年度末現在高120億4,622万9,000円であり、前年度比3,562万6,000円減少しているところでございます。平成20年度の元利償還額は14億70万8,000円でございます。平成20年度の地方債の発行状況は11億5,547万9,000円というふうになってございます。内訳にはついてはここに記載のとおりでございます。

7ページでございます。次に特別会計に入らせていただきます。

国民健康保険特別会計であります。事業勘定、歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は1億8,708万4,000円となっております。このうち地方自治法に基づきまして国民健康保険、財政調整基金繰入額は1億円というふうになってございます。

歳入については、以下表のとおりでございますが、予算現額に対する収入済額は104.1%、調定額に対しては92.3%という収納率となっております。収入済の主なものは国庫支出金、国民健康保険税等でございます。収入未済額は2億7,134万6,000円、現年度分、滞納繰越分ということで多額に上っております。また、不納欠損額1,463万1,000円生じておりますが、地方税法に基づきまして適正に処理されているというところでございます。歳入の状況は表のとおりでございます。

8ページの歳出についてでございます。支出の状況を款別に見ますと、表のとおりとなっております。主なものは保険給付費あるいは後期高齢者支援金、共同事業拠出金等でございます。

9ページに入らせていただきます。診療施設勘定であります。歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は326万8,000円となっております。歳入について収入済額、予算現額に対しまして97.2%、調定額に対して100%の収納率でございます。収入済の主なものは診療収入でございます。歳入の状況は表のとおりでございます。

歳出についてでございますが、款別の状況については表のとおりでございます。主なものは総務費、医業費等でございます。平成20年度末現在の地方債残高は800万5,000円というふうになってございます。

次に10ページの熊田診療所特別会計でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は201万7,000円となっております。このうち地方自治法に基づきまして熊田診療所運営基金繰入額は100万円となっております。歳入について予算現額に対する収入済額は92.2%、調定額に対しては100%という収納率でございます。収入済額の主なものは診療収入、繰入金等でございます。歳入の状況は表のとおりでございます。

歳出については、款別の状況が下の表のとおりでございまして、総務費、医業費が大部分を占めているということでございます。

次に、老人保健特別会計でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は3,266万1,000円となっております。なお、本会計につきましては、平成20年3月末で老人保健制度が廃止となったため、財政規模も前年度から大幅に縮小しているところでありますが、清算事務が発生するため平成21年度まで会計は存続するということになってございます。

歳入についてでございますが、収入済額は予算現額に対して90.3%、調定額に対して100%の収納率でございます。収入済みの主なものは支払基金交付金、国庫支出金等でございます。歳出についてでございますが、款別の支出状況は表のとおりでございまして、医業諸費が大部分を占めているということでございます。

12ページに入ります。次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は368万6,000円でございます。本会計は平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されたため、新規に策定されたものでございます。歳入については表のとおりでございますが、収入済額は予算現額に対して99.3%、調定額に対し99.7%の収納率でございます。収入済みの主なものは保険料、繰入金等でございます。歳出については款別の状況は表のとおりでございまして、後期高齢者医療広域連合納付金が大部分でございます。総務費のうち210万円につきましては、翌年度繰越額というふうになっているところでございます。

次に13ページでございますが、介護保険特別会計でございますけれども、歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は6,328万3,000円となっております。このうち地方自治法に基づきまして介護保険特別財政調整基金繰入額は3,700万円でございます。歳入については収入済額、予算現額に対して100.1%、調定額に対し99.6%の収納率となっております。収入済額の主なものは支払基金交付金、国庫支出金、保険料、繰入金等でございます。収入未済額は620万8,000円となっております。また、不納欠損額156万6,000円生じておりますが、手続きにつきましては介護保険法第200条に基づきまして適正に処理されているというところでございます。

14ページでございます。歳出でございますが、款別の支出状況は表のとおりでございます、保険給付費が大部分を占めているということでございます。

15ページでございます。農業集落排水事業特別会計でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は241万4,000円となっております。歳入について収入済額は予算現額に対し102.3%、調定額に対し99.5%の収納率になってございます。収入済みの主なものは繰入金、市債、使用料及び手数料でございます。収入未済額は使用料及び手数料でございます。歳出について款別の支出状況は表のとおりでございますが、主なものは公債費、総務費でございます。なお、平成20年度末現在の地方債残高は3億8,727万1,000円というふうになってございます。

16ページでございます。下水道事業特別会計でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は1,435万2,000円となっております。歳入について、収入済額は予算現額に対し99.3%、調定額に対し99.0%の収納率となっております。収入済みの主なものは繰入金、市債、国庫支出金等でございます。収入未済額は分担金、負担金、使用料、手数料となっております。また、不納欠損額は生じておりますが、手続きについては地方自治法に基づいて適正に処理されているところでございます。歳出について支出の状況は表のとおりでございます、主なものは公債費、事業費等でございます。なお、平成20年度末現在の地方債残高は27億8,069万6,000円となっております。

次に、17ページでございますが、簡易水道事業特別会計でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は456万1,000円となっております。歳入について収入済額は予算現額に対し100.5%、調定額に対して89.1%の収納率でございます。収入済みの主なものは市債、水道事業収入でございます、収入済の84%を占めているところでございます。市債については前年度費1億5,960万円増加となっておりますが、公的資金免除繰上償還により、高利の地方債を低利のものに借りかえたものでございます。収入未済額は前年度比3,678万5,000円減少となっております。これは、過年度分3,672万6,000円を不納欠損額としたためでございます。手続きについては民法の規定に基づきまして適正に処理されているところでございます。歳出について支出の状況は表のとおりでございます、主なものは公債費、総務費でございます。なお、平成20年度末現在の地方債残高は5億7,932万8,000円でございます。

次に、財産の管理状況でございます。公有財産の主な増減につきましては、小中学校の統廃合あるいはすくすく保育園の開設、土地の売却などによるものでございます。なお、並木杉は日光杉並木オーナー制度により2本所有しているところでございます。

次に、一般会計及び特別会計の基金の運用状況及び管理状況でございますが、基金は目的別

に4金融機関に分散し、定期預金を主体に運用しているほか、地域振興基金や奨学金の一部については利子運用を目的に国債で運用しております。効率的な運用を図っているところがございます。また、リスクにも配慮しており、管理は適切であると思われま

す。最後のページになりますが、審査結果及び意見でございます。審査に付されました平成20年度の各会計の歳入歳出決算書、各会計の歳入歳出決算書事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は審査した範囲の結果では、適正かつ正確であり、予算の執行状況及び事務処理についてはおおむね適正かつ効果的に執行されているものと認められます。

基金については、一部国債で利子運用を行うなど効率的に運用され、また目的別に4金融機関に分散するなどリスク管理面にも配慮して、適正と認められます。

次に、意見として、いろいろ審査していく過程の中で気がついたことについて申し上げていきたいと思

います。まず、市税につきましては、収入未済額あるいは不納欠損額が大変多額に上っております。先ほども報告した中でもわかりますように、市税だけでも12億8,500万円の収入未済額がございます。すなわち本市における年間予算が120億円程度でございますから、約1割相当を占めるということはまことにゆゆしき問題で、公平負担の原則から言っても大変な問題だろうと思

います。今までもそれぞれ行政はいろいろな手だてをとって努力はしてきたと思

いますけれども、さらに今後より一層のこれらの解消に向けて頑張っていただきたいというふうに思

います。歳出についてでございますが、現在、補助金等についてのあり方について検討がなされてお

りますが、そのほかに補助金と並んでいつも比較されますが、負担金がございます。特に、法令外負担金でございますが、この数が非常に多いというふうに思

います。何々協議会負担金、何々研修会負担金、何々研究会負担金、相当の数に上っております。やはりこれらのものにつ

いても、もうある程度目的を達成したのものもあるのではないかと

いうふうに思

いますので、これらについて内容を精査して見直す必要もあるのではないかと

いうふうに思

います。

いろいろ意見交換していく中で、それぞれの所管課からいろいろな説明を受けま

すと、それぞれの所管課でいろいろな課題を持ってござ

います。それぞれの所管課の課長は悩んでおられ

ます。すなわち自分のところだけでは解決できないものが相当あるような気がしてなりません。

したが

いまして、これは一所管課の課題ということではなくて、全庁的な課題としてとらえ、そして先送りすることなく常日ごろから検討できる組織、例えば課題処理等検討委員会みたいなものをつくって、そして、全庁的な、それなりの人が集まってみんな

で知恵を出し合

って解決していくということが必要ではないのか。それを先送りして待ったなしの段階になっ

てはど

うにもなりませんので、常日ごろから検討できるそういう組織をつくっていく制度が必要だ

うというふうに思います。

その中の1つとして指定管理者制度のあり方についても、どうなのかなど。すなわち、もっと慎重に選定する必要もあるだろうと思います。指定管理者制度はもちろん柔軟な対応あるいは弾力的な運用という目的もあります。それと、行政改革という問題も当然あると思うんですが、あまりにも行政改革が先走ってしまうと、今度はまた指定管理者がうまく機能しないということもあるだろうというふうに思われます。指定管理者として適切であったのかどうかという問題もあるような気がしてなりません。

それよりももっと心配なのは、今、指定管理でやっている施設そのものが将来展望があるんだろうか。古い遺産としてずっと引きずっていくことがないのかなというふうに、そんな危惧がされます。したがって、大変厳しい辛い判断も伴うかもしれませんが、その辺についても検討される必要はあるのかなというふうに感じました。大変口はばったいことで申しわけございませんが、そんなことが気がついたところでございます。

ここに書いていないんですけれども、ちょっと甘いと言われるかもしれませんが、市の職員の士気高揚について少しだけ言わせていただきます。今、公務員バッシングがございまして、いろいろと言われ、公僕ということで強い倫理観を求められ、そして、行政に取り組む姿勢もちゃんとやりなさいということで強く求められております。そうした中で、職員は減らされる。給与等は減額される。そういう中で、職員の中ではそれにもかかわらず一生懸命やっている方がいっぱいおります。それが聞こえてきます。

そうした中で、これから地方分権が進みます。財源の移譲はあっても人の移譲は多分ないだろうと思います。ますます事務量はふえるだろう。職員の方は苦勞するだろうというふうに思っております。今までずっと審査した中で職員に対する福利厚生にかかる経費は見当たりません。

そうすると、職員といえども、一市民でもありますし、一労働者でもあります。そういった視点で職員の方を見ていく必要もあるだろう。そのことによって、職員が一生懸命やればこうなるんだということの士気向上につなげて、結果的に住民福祉の向上にアップするという流れも必要ではないかなど。この辺については意見というよりは配慮方、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

なかなか本市における財政状況は厳しいところがございます。そういった中で将来展望を含めて経済性、効率性、有効性に配慮しながら、まだまだ頑張ってくださいようお願いしてやみません。

以上が一般会計と特別会計にかかる審査報告でございます。

続きまして、別冊になりますが、第14号議案にかかる水道事業の決算審査について報告い

たします。

審査の期日は6月30日に行いました。審査の場所はこのとおりでございます。審査の対象は水道事業の会計決算でございます。審査の方法は5項目にわたって、これらを主眼に置き審査をしたところでございます。

事業の概要でございますが、将来において新しい愛宕台配水池を建設するにあたり、送配水管の布設工事を実施したところでございます。また、老朽化した設備及び石綿管を更新するための工事を実施しました。

現在、取水場8カ所、浄水場7カ所、配水場11カ所の施設を稼働し事業を行っているところでございます。

事業概況の詳細は次の表のとおりでございますが、前年度に比較しますと給水人口は行政区の人口減少等によりまして213人減少、給水件数は平野簡易水道事業の業務が移管されたことによって64件増加しているということでございますが、単純にふえたということよりはそういう移管を伴った部分でございます。有収率については0.3ポイント減少し74.7%と低い数値になっておりますので、この辺について考えていかなければならないと思います。普及率は0.1ポイント増加しましたが80.1%であり、全国平均等に比べても低水準にあるというふうに思われます。

3ページに入ります。予算の執行状況、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は予算額に対し100.2%の収入率で104万7,026円の増加となっております。収益的収入の状況は表のとおりでございます。

収益的支出の決算額は、予算額に対し93.5%の執行率で、不用額は書いてあるとおりでございます。支出の状況は表のとおりでございます。

4ページでございます。資本的収入及び支出でございます。資本的収入の決算額は予算現額に対しまして100%の収入率で18万9,652円の増加となっております。収入の主なものは出資金及び企業債でございます。

資本的支出の決算額は予算現額に対しまして99.9%の執行率でございます。決算額の主なものは企業債償還金、資本的支出の総額の92%を占めております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額について2億3,025万1,417円、過年度分損益留保資金、消費税資本的収支調整額、あるいは当年度分損益勘定留保資金をもって補てんしているところでございます。なお、補てん後の内部留保資金残額は9億926万473円となっております。

経営状況、損益計算書を見ますと、総収益から総費用を差し引いた純利益は1,504万6,163円と純利益を計上しておりますが、本年度において純利益を計上している主たる要因は、

課の統合で職員が3名削減されたことにより人件費が減少したことによるものでございます。

収益内容は、営業収益、営業外収益、営業収益のうち、給水収益は99.9%を占めているという状況でございます。収益の部のとおりでございます。

6ページの費用内容でございます。営業費用、営業外費用、特別損失がここに書いてあるとおりでございます。営業費用の主なものは減価償却費、総係費、原水及び浄水費でございます。また、営業外費用、企業債の支払利息が99.9%を占めております。特別損失は、不納欠損処分による費用でありまして、事務処理は適正に行われているところでございます。

財政状況を貸借対照表で見たところ、資産総額を前年度末資産総額と比較しますと7,043万537円増加しているところでございます。流動資産の主な内容は現金預金、未収金、負債総額であり、主なものは営業外未払金、その他流動負債でございます。

資本金総額は前年度と比較しまして4,410万1,768円増加しているところでございます。資本金の内訳は自己資本金、借入資本金等でございます。

なお、繰入資本金は前年度比4,587万6,102円増加しておりますが、企業債償還元金の返済として一般会計から繰り入れられているものでございます。

借入資本金、企業債につきましては、前年度比1億556万2,958円減少しておりますが、当年度の企業債償還元金は7億9,889万309円となっております。

営業未収金の年度別内訳は、平成13年度から平成19年度、ここに記載のとおりとなっております。

最後に11ページでございますが、審査結果及び意見でございます。

審査の結果、損益計算書、貸借対照表、決算諸表については、法令、会計規程に基づいており、審査の範囲内においては正確かつ適正であると認められます。水道料金の収納については、那須烏山市水道事業給水停止処分取扱規程をもとに、未納水道料金の滞納整理を実施し、現年度収納率が99.4%となって成果を挙げておられます。その点について評価すべきであろうと思います。

しかし、経営状況につきましては、純利益が出ているというものの、他会計補助金を差し引くと損失になり、赤字となる状況でございます。今後、節水型社会への移行、行政区内人口減少などが予想されますので、事業経営はますます厳しくなると思料されることから、漏水等に起因する非効率的な配水量の増加を防ぐなど、有収率の向上を課題とした将来を見すえた企業運営を望むものでございます。以上が水道事業に関する意見でございます。

以上、2つの報告を申し上げましたけれども、この間におきまして関係職員の方が真摯に対応していただいて、丁寧な説明を受けたことに感謝を申し上げて、私の報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（水上正治君） 以上で、市長の提案理由の説明並びに代表監査委員の決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については去る9月1日の議会運営委員会で決定のとおり、9月11日に行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、平成20年度決算認定の質疑については、9月11日、2名の方の一般質問終了後に行うことといたします。

○議長（水上正治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後 3時37分散会〕